

平成20年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

平成20年9月10日（水曜日）

議事日程第2号

平成20年9月10日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

1番 大坂 義徳	2番 佐藤 文子	3番 小山 誠治
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 佐々木 昌志	8番 高橋 敏英	9番
10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 武田 隆
16番 藤田 君雄	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 大野 忠夫	20番 大山 利吉	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 門脇 一男	24番 橋本 五郎
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
28番 北村 稔	29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗林 次美	副 市 長	久米 正雄
副 市 長	山王丸 愛子	教 育 長	三浦 憲一
代表監査委員	田牧 貞夫	総 務 部 長	老松 博行
企 画 部 長	小松 辰巳	市民生活部長	元吉 峯夫
健康福祉部長	岡 晴隆	農林商工部長	藤原 薫
建 設 部 長	中嶋 喜代博	病院事務長	富岡 暁雄

水道局長 藤田良雄 教育次長 相馬義雄
教育次長 藤原保子 総務課長 進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一 参事 高橋 薫
副主幹 伊藤雅裕 副主幹 加藤博勝
主任 菅原直久

午前10時00分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に10番千葉健君。はい、10番。

○10番（千葉 健君）【登壇】 おはようございます。大地の会の千葉健でございます。約2年ぶりの登壇でございます。歌を忘れたカナリヤではございませんが、本来のさえずりができるかどうか、一生懸命頑張りたいと思います。

大仙市は、9月現在まで大きな風水害もなく、基幹産業である稲作も五穀豊穰、実りの秋を迎えました。天の恵に対して、市民の皆様とともに感謝しながら一般質問に入ります。

我が大仙市も平成17年3月に合併してから4年目を迎えておりますが、財政の歳出削減には市長をはじめ幹部職はもちろんのこと、職員たちも給料の一部カットに応じ、そして議員の方々も報酬の5%カット、それこそ一丸となって身を削りながら財政の健全化に邁進しているところであります。そして市長みずから、民間でできることはできるだけ民間でとの考えから、保育園や幼稚園、あるいは老人施設などは指定管理者制度による運営を進め、そして第三セクターと呼ばれる温泉施設や道の駅なども、その例外ではありません。その最たる事例は奥羽山荘のわらび座に対しての経営移譲、さらにユメリアの経営移譲も喫緊の最大の課題として、まさに取り組んでいる最中であります。

そして平成19年度の監査報告書も出されました。それによると、実質単年度収支では約7億9,000万円の赤字決算額で、前年度より3億円以上の赤字が拡大しております。よって、実質収支が黒字であるのに単年度収支が赤字となるのは、基金からの繰り入れに依存した財政運営になっていることが要因であります。加えて経常収支比率95.5%、公債費負担比率は20%に達し、財政の硬直化が進み、健全性も失ってきております。よって、一般財源の確保や市債残高の抑制に十分留意し、中長期的展望に立って財政構造の弾力性及び健全性の確保に努める必要があります。そして歳出では、今後、市債の償還負担が高い水準で続くことになり、加えて社会保障関係費の自然増も見込まれるところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されると結論づけております。

このような財政的背景事情にありながら、今回2億円の補正予算が計上されました。その内容は、社会保険健康センター「ペアーレ」の取得であります。これは社会保険庁が健康の保持増進と福祉の向上を図ることを目的に全国に設置し、運営を社会保険健康事業財団が委託を受けて経営してきたものであります。世はまさに右肩上がりから下がる一方で、国・県はもちろんのこと、自治体もこぞって採算の合わないものは処分するなり縮小するという流れが加速している現況であります。この三者三様なりふりかまわぬ状況は、国の膨大な借金体質が日本丸という船舶を泥船に近い状態にしているからにほかなりません。以上のことから、売りに出されたこの物件は、まさしくこの背景下にあるものであります。

そして、ペアーレの利用状況は、平成15年度をピークに減少の一途をたどっております。平成17年度から19年度の過去3年間の平均、年間延べ利用人数は7万6,121人となっております。そして18年度に限ってのデータから計算しますと、まず1,436人の会員があり、1人平均1年間に43.6回しか通っておりません。これで6万2,609人の延べ人数になるのであります。残りの延べ人数1万4,836人はフリー客であり、フリー客の利用回数、利用人数は、これらのことから推して知るべしであります。そして経営状況は、17年度から赤字に転落しております。19年度においては857万円の赤字であります。こうした状況から財団法人が手を焼いて放り出したものを我が大仙市はもったいないと言って、まさに拾おうとしております。今日の財政状況を知り尽くしているはずの執行部が、なぜこのような予算措置に出たのか、私には到底理解できません。

そこでお尋ねいたします。まず1つ目は、この購入計画において、トップダウンで決められたのか、それとも市長、副市長、関係部長職も含めた協議であったのかということと、もし協議をされたとするなら、購入に際して慎重論がなかったのかどうか、これもお尋ねいたします。さらに、この取得について大曲商工会議所、あるいは地元商店会、もしくは受講生の代表などからの要望などはあったのでしょうか、これもお尋ねいたします。

次に、取得する財源ですが、取り崩せる基金もなければ埋蔵金もございません。そうした中で、どういう資金を借りて、どういう形で償還していこうという考えなのか、財源の内訳と今後の見通しについてお尋ねいたします。

3つ目は、取得後の施設を赤字経営にならないように管理運営体制を考えていると思いますが、どの部局からどういう職責の方々が経営に携わるのか、そして、施設の事業をそのまま継続するのか、それとも一部分は別の用途に変更しようと考えているのか、それなりの構想を練っておられると思います。入札に参加する以上、まず購入ありき、使用方法是これから検討しますでは、あまりにも無責任になると思います。購入後の運営管理システムの計画書は、当然作成しておかなければならない事案であります。これもひとつ明確に示していただきたいと思います。

以上のことを壇上より申し上げましたが、市長からは市民の目線に立って、大仙市民が納得するような答弁をご期待しながら、壇上からの質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 10番千葉健君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 千葉健議員の質問にお答えいたします。

質問は、大曲社会保険健康センター「ペアーレ大曲」の取得についてであります。

ご案内のとおり「ペアーレ大曲」は、市民の健康保持増進、福祉の向上と中心市街地の活性化を目的に旧大曲市が誘致し、平成11年4月に開設された施設であり、心と体の健康づくりをテーマとして各種の講座を開催し、市民の心身の健康づくり、生きがいづくりに大いに寄与する施設となっております。

また、旧大曲市を中心に、大仙市内、横手市、美郷町等から年間延べ7万人を超える人々に利用されており、講座数は年間約90講座実施されております。中心市街地におけるにぎわい創出の核施設としての役割を担っていることから、同施設の持つ機能を地域に残すために施設を取得するため、入札に参加することとしたものであります。

平成17年10月1日、全国にある年金福祉施設を譲渡・廃止し、年金財政運営に資

することを目的に「年金・健康保険福祉施設整理機構」、通称R F Oが設立され、対象となる施設については使途に条件を付さない一般競争入札により譲渡することとされており、

このR F Oから平成17年11月に施設所在市町村に対する「年金・健康保険福祉施設に関する意向確認調査」があり、関係各課で協議し、「中心市街地の核施設として誘致した施設であり、まちづくりの観点から、使途に条件をつけない一般競争入札では問題がある。目的を定めない第三者への譲渡がなされるのであれば、市としてはまちづくりの観点から譲渡を受けることを検討いたしたいと考えている」と回答しております。

平成18年4月には、R F Oから再度意向確認があり、私と副市長、総務、企画、農林商工、建設、教育委員会等関係部局で協議し、当市をはじめ近隣市町の健康教育、生涯教育の拠点施設であるため、地域に残す必要があること、市財政が厳しい状況にあり、施設の入札時期をできるだけ遅い時期としていただきたい等回答したところであります。

また、平成18年11月8日には、上京の際にR F Oを訪問し、水島理事長と面会し、さらに平成19年10月19日、R F O水島理事長が本市を訪問した際など、ペアーレ大曲について市の財政事情を含めた様々な角度から説明、要望を重ねてまいりました。

平成20年5月にはR F Oよりペアーレ大曲について、本年度中に売却のための一般競争入札を実施したい旨の説明と入札への参加についての問い合わせがあったところであり、6月市議会定例会の市政報告でその旨をご報告申し上げたところであります。

施設の取得については、市の財政事情は十分承知しておりますが、今後とも市民の健康ニーズ、文化・教養ニーズに的確に応えていく必要があること、中心市街地におけるにぎわい創出の場の一つとして存続が必要であること、また、市以外の所有となった場合に、これまでの機能を将来にわたり維持していくことが不透明であること、施設を存続してほしいと利用者から要望をいただいていることなど様々な観点から慎重に検討を重ねた結果、最終的に今般の一般競争入札に参加する意向を固めたものであります。

利用者の皆様からは、「利用者がこれまでどおり施設を利用しながら、健康で充実した生活を送ることができるように」を旨としたペアーレ大曲の存続についての要望書が9月3日付で1,115名の署名のもとに市に提出されております。現在もなお署名活動が続けられていると聞いております。

次に、取得するための財源につきましては、合併特例債や過疎対策事業債等の有利な起債の活用について、秋田県と事前協議を行い、充当率で100%かつ交付税算入が

70%となる過疎対策事業債を活用することが可能との意見をいただきましたので、取得後の負担軽減を図る意味からも過疎対策事業債を取得財源としたものであります。

なお、本起債の活用にあたっては、過疎計画の変更が必要となることから、秋田県と協議を行い、この9月3日に内諾をいただいたところであります。

次に、管理運営体制につきましては、ペアーレ大曲がこれまで持っている心身の健康づくりや生きがいづくりなどといった機能を基本的に継承しながら進めてまいりたいと考えており、加えて公民館事業や健康増進事業との調整、または連携を図りながら、利用者の視点に立った運営にあたってまいりたいと考えております。

また、施設内にNPOやボランティア等の市民活動を支援する（仮称）市民交流支援センターの設置を検討しており、世代、性別、職業等の枠を越えた多様な交流が生まれ、地域コミュニティの核としての新たな機能も付加されることから、相乗効果により利用者の増加が見込まれるものと期待しているところであります。

なお、施設の維持管理につきましては、管理事務費の縮減等により、講座受講者や施設利用者の利用料で維持管理が可能と判断しております。

また、近隣の公共施設との統廃合等により、将来的な経費削減も可能と判断し、入札参加を決断したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大坂義徳君） 10番、再質問ありませんか。はい、10番。

○10番（千葉 健君） 購入に際してのいろんな今、市長から答弁があったわけですが、縷々いろいろ美辞麗句様々述べられました。それはこの要望書にいろいろ私も目を通させていただきましたし、十分わかります。ただ、ものを取得するには当然にぎわいを創出するとか、延べ人数が7万何某も利用しておられる方がおるとか、それから過去に設置を要望したいきさつがあるとか、それは当然申される理由でございます。ただ、要望した経緯があるとか、10年近く大曲市内で運営した実績があるとか、それから何万人という延べ人数があるとか、それは当然そういう理由づけはあるかもしれませんが、大仙市の財政を考えた場合に、それだけの余裕があるかということなんです。余裕があるならば、何も私はこの取得に対して反対しません。だから私は、市長からはどうもこのスポットライト的な、近視眼的な目でこの事業を見ておられるのでないかなと、そういう感じがしてならないのです。例えば市民からそういう要望は当然、売却されるとかなくなるというような噂があると、当然それはなくさないでほしい、我々は一生懸命楽しんでるんですから、そういう要望は当然必ず起きるはずでござい

ます。しかし、じゃあ本当にそれが大仙市にとって財政的に必要なのか、じゃあ全国的に見てどうなのかという。例えば林に立って木を見る、森の上に立って林を見る、そういう観点から、私は市長から、山の上に立って森を見ていただきたい、このように思うわけでありまして。と申しますのは、独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構、RFOですね。これが平成17年度から20年度にかけて313例ですか、その購買物件のリストが当然出されております。そして20年度の6月現在まで売却されましたけれども、売却されたのは約200例ございます。そうした中で保険健康センターという事例がですね、200例売却なったんです。だけれどもその「保険センター」という名前がついたのは71例ございます。そしてカルチャースクール、スポーツクラブ、そういうものをやっている施設というのは、全国にたった、私が今このリストにあるのはたった8例しかございません。それで、この200例の売却した事例がございましてけれども、どこの事例に思ってみても、法人とか個人とか株式会社とか、そういうところしか取得しておりません。自治体で取得しておるといえるのはですね、3件ございました。愛媛県伊予市ですね。それから芦北町、それから岡山県の津山市。この200例売却された事例の中で3件、自治体で取得したのは3件ございました。しかしこれは、2例が宿泊施設、あとの1例は市の庁舎として利用する、そういう事例だけなんです。あとは全部民間でございまして。ですから、このカルチャースクール、スポーツクラブを運営するなどという、売却したところも、これも全部株式会社が7例であって、財団法人が1例でございまして。ですから、自治体みずからこのような施設を買って経営しようとするのは、全国にどこもございません。それから、最初からこういうカルチャースクール、スポーツクラブというものを経営してやっている自治体というのは、日本全国探してもどこにもありません。だから私は市長に対して、山の上に立って森を見てくださいというのはそういうことなんです。近視眼的に、スポットライト的にものを見るというのは、市民から、市長さん買ってください。10年間使った施設なんで、我々も楽しみにしているんです。だからひとつ市で頑張ってくださいよ、それでははいはい、はいはいってやるから近視眼的、スポットライト的に私には見えるんです。今回の総裁選で「変えるべきものは変える、守るべきものは守るべき」というある女性候補が申し出ておりましたけれども、どうもこれを見ますと、「変えるべきものは郡部であって、守るべきものは大曲」と、そういう気がしてならないんです、私は。市民の目線は非常に厳しいものがあります。土地区画整理事業、あるいは駅前第二区画整理事業、そして今、都市再生住宅、

7階建のビルを立てております。どんどんどんどん大曲市は変化しております。そして予算の中においては、僅かなボランティアに対する補助金もカット、あるいはいろんな各種団体の補助金カット、もうカットカットで締め上げていって、そしてこういうところでドンと大きな買い物をする。そうされると市民はどういう感じをいたしますか。私はこういう事例も参考にして買おうとなさっているつもりなんですか。ただ、先程市長が答弁された、縷々述べられた美辞麗句、そしていろんなことは、それはものを取得する、ものを建てる場合の常套手段の決まり文句なんです、私からすれば。だから、もっと慎重にやってほしいと、私はこういうことを言っているんです。まずこういう事例を執行部の方々は、それを参考にして、なおかつ買おうとなされたと思うのですが、私ははっきり申し上げて、こういう買い方は市民の理解にはならないのではないかな、私はそう思います。ただ、市長は見解の相違とおっしゃるかもしれませんが、市民の目線、市長の見る市民に立っての目線と、私の市民に立っての市民の目線は、どうも乖離があるような感じがしてならないのです。ですから、財政にゆとりがあるならば、それは買っていいかもしれませんが、私は大仙が合併して8人兄弟、仲良く大きな屋根の下で一緒に頑張っていこうとして一緒に今現在暮らしているわけでございますけれども、やっぱり上の兄ちゃんも体格がでっかい。それから、中には痩せた人もいればメタボの人、私のように身長の小さい人もいます。性格も様々な人がおるわけですが、やっぱりみんなそれぞれ個性を抱えながら、そしてその中で仲良くやっていく中で、辛抱しよう辛抱しようといっている中で、ドンと隠れて親方がワニ皮のハンドバッグ、あるいはネックレスを買って差し上げるような感じしてならないんです。なぜワニ皮のハンドバッグ、そういう例えをしたか、私ちょっとこれ失礼な言い方になるんですけども、この利用受講者数、これを見てもみますと、平成18年度に限っては7万7,455人、これは利用者ということについております。それで受講者を見てもみますと、18年度に限って申しますと、大仙市における受講者登録ですね。1,057人になっております。それで、この数字の中で大曲市の受講者は765人、53.3%になっています。あとの旧、例えば神岡、中仙、太田とかそういうところは1%台の利用者数なんです。そして26%というのは、当然美郷町、仙北市、横手の方から通っている人数でございます。それで、19年度の数字をちょっとほしいと申し上げたのですけれども、そういうものはないというふうに言われましたので、私は想像で申し上げるわけなのですけれども、18年度のそういう資料はありますけれども、19

年度は18年度に比べて約5,000人、受講者数が減っております。そうすると、当然大曲市の方の受講者数というのは、もしかすれば500人そこそこになっているんじゃないかなと、そういうふうに想像されます。そして、これを利用する方々の男女別を見ますと、当然女性の方が85%、男性の方が15%という形に利用されております。そして50代、60代が半分以上を占めているわけです。ですから、確かに千人足らずの受講者数があるわけですが、半分以上は大曲市の方なんです。ですから、大曲市の方々から当然存続してください、お願いしますよという声は当然上がると思います。だけれども、さっきも申し上げたように、外部ではどんどんどんどん削られて辛抱しているのに、大曲市にはどんどんどんどんものを集める、そういう感じにしか私には見えないんです。もう少し全体のバランスを考えて物事を考えていただきたい、私はそう申し上げているんです。だから今申し上げたように失礼だけれども、ワニ皮のハンドバッグを買うのと同じじゃないかと言っているんです。そういう余裕が大仙市にございますか。そして何度も言いますが、RFOのこの315の処分、その中で平成20年度6月現在、200例の事例がございました。何度も申し上げます。日本全国で、どこも自治体では買っていません。みずから、最初から立ち上げてカルチャースクール、スポーツクラブを運営している自治体はないのです。全国初の自治体で買い上げるというふうに名乗り挙げるんですか。もう少し慎重になって検討していただきたいと思うんです。まずこのRFOのこういう資料をさらに見て、そして先程申し上げましたけれども、皆さんはあそこの現場に人の流れというものをじっくり見に行ったことがありますか。一日200人、受講者数があると言ったって、それは延べ人数なんです。例えば午前中に水墨画教室に行って、午後から水泳スクールに行って、午後からフラダンスをやれば、1人の人が3回行くから、これで3人になるんです。それから、この7万何人という人数も、結局はさっき申し上げたように1人平均280日開講している間に、280日ですよ、開講している間に、1人平均43.何回しか行っていないという感じになるんです。そういう数字を見たら、本当に全体にとってですよ、大仙市全体にとって必要な施設であるかということをお仙市の市民はどう思うか、私はちょっと、思う人は思うかもしれませんが、もっと真剣に考えてはいかがなものかと私は思うんです。

それで2番目の質問になりますけれども、このRFOのこういう資料も当然参考にされて、そしてどこの自治体でも買った形跡がないのに、なお買おうという決断をされたのかどうかということと、それから副市長も当然おられます。部長職、当然おられます。

そうした中で、誰か慎重論があったのかどうか、その弁をひとつご答弁願います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 千葉議員の再質問にお答え申し上げます。

先程答弁申し上げましたけれども、これは決してトップダウンではなくて、それぞれ関係する課長、部長も含めまして、全体でこの施設が必要なのか、生きているのかということをも十分検討した上で、これはやはり生かすべきだという結論に達しましたので入札に向かったという経緯でありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それと、R F Oの関係でありますけれども、様々年金関係でホテルをやったり、様々なことをやってきたわけでありましたが、国の方針でそういうものはもう必要ないのではないかと整理に入ったという経緯であります。当ペアーレの施設につきましては、比較的人口の小さい地域での運営、スポーツクラブという表現ありましたがけれども、我々は文化・教養・健康増進施設ととらえていますけれども、そういう事業でまちなかにこういう施設があって、比較的その圏域人口の少ないところで最も成功している事例だというふうに受けとめております。R F Oの報告でもそういうふうになっております。ほかの様々な赤字で採算が合わなくなった施設、あるいは本当にそれが年金関係でやる施設だったのかという問題ある施設がたくさんあったわけですが、この施設については目的をはっきりさせて、利用者も多くて、そしてそれが健康増進、文化・教養につながっているという高い評価を受けてきた施設であります。年間7万人以上の方たちが利用しているという数は、大変な数ではないかなと思っております。これは大曲だけの人ではなくて、大体、合併前の比率からいきますと、旧大曲市の人たちが半分少し、あとは大曲市以外の皆さん、町村、そして隣接する市町からもたくさんの人たちが様々な講座や健康増進で訪れてきていると。旧大曲時代は、これを中心市街地のいわゆる核施設として位置づけて、直接投資をして公民館の立派なものを作ればよかったですが、それよりだったらこういう制度がある以上、当時とすればこういう施設を誘致した方が得策ではないかというその大きな判断の中で誘致した施設になっております。それが施設を誘致した後も十分に利用者が利用されている、経営もされているという施設であれば、これは十分まだまだやれるのではないかなという考え方です。

このR F Oの考え方は、我々も再三事前に申し上げましたけれども、そういう形でここが必要な施設として自治体が誘致に入ったもの、これを一般競争入札にしてはうまくないのではないかというお話はしてまいりましたけれども、R F Oは整理機構でありま

すので、幾らかでも高いお金で売りたいというそういう論理で貫いてきます。したがって、どうしても一般競争入札という壁は破れなかったわけでありませぬけれども、その条件の中で見てみますと、遊技施設以外は何でもやってもいいと。解体して土地だけ売ってもいいという考え方も、この入札条件の中にはあります。あるいは遊技施設以外に、例えばホテルに改装したりするということもできるようであります。そういう形にしなければ大変我々は困るわけでありませぬので、中心の公共施設がない地域でもありませぬし、旧大曲の街部というのは非常に公共施設が少ないところでありませぬ。それをこの年金の関係で誘致をして、ここがその文化・教養、健康増進の大きな担い手となっているとすれば、変な人に買われては困るという考え方で我々がやっぱり何とかこれを取得をして、よりいい、今度は市が入っていくわけでありませぬので、今まできちっとした経営をしておりませぬけれども、年金の外郭団体ではなくて市としての様々な要素を入れていけば、十分に利用者の皆さんも講座の利用料でいただいている分を含めまして十分経営はできるという判断で、また、比較的維持管理につきましても、まだ新しい施設でありますので、維持管理も工夫すれば管理費も少なくすむであろうと、様々な検討を入れながら入札に参加させていただいておりますので、その辺を何卒ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） 10番、再々質問ありませんか。はい、10番。

○10番（千葉 健君） 当然返ってくるべき答弁でございました。

この入札で、当然、民間も参入されると思うのですが、民間だってあの施設を当然リサーチして、あの部分でどういう形であの建物を利用するかということも当然考えておると思っております。そうした中で、民間はもしかすれば何とかして手を加えればあの事業をやっていけると判断して事業の継続だってあり得るかもしれないのです。だけれども、自治体は、みずから手を出して、その赤字に転落したものを改革しながら、そして民間に劣らず経営をしていくというのは無理だということは、いろんな事例でわかっているじゃないですか。大仙市にいっぱいあるでしょう。だから、ノウハウを持っていないのに、ただそういう、何回も言うのですけれども、お願いした経緯があり、にぎわいを創出するとか、いろんなことを言って、それで物事がきちんといくのであれば何も苦労しないんです。だから、ひとつここは民間の入札に任せて見守ってはいかがですか。何も焦って自分たちで買おうとしなくてもいいんじゃないですか。だから私はですね、これ確かに当時は6億円ちょっとの土地、そして建物自体も6億円、合わせて資産13億円

の価値があるんですけれども、当時はですよ。だけれども今は土地の価格が下落して約2億円弱になっております。ですから、建物自体はゼロとしても、土地だけは2億円の価値がある。だからもし万が一やっただめなら売り飛ばしてでも2億円ぐらいは回収できるのではないかという、不動産屋的な発想は持っておらないと思うんですけれども、何かどっかにね、私は引っかかるものを感じるんです。だから、今回の入札は民間にお任せして、民間の入札を見守ったっていいんじゃないですか。そして民間が買い取ったら、ひとつ何とか事業の継続をお願いします。そういうスタイルだっていいじゃないですか。何もみずから名乗り挙げる必要ないのではないですか。だから何度も言うんですけれども、財政に余裕があったらそれはいいですよ。だけれども、ないのに頑張って借金しようとしているんでしょう。それは市民の理解が得られますかということなんです、私から言うのは。

あのマリリン・モンローの夫であるディマジオがモンローに対してこういうことを言ったそうです。「喝采をそのまま信じてはいけない。やがてそれはブーイングに変わることが幾らでもある」と申されたそうです。つまり、拍手喝采を浴びて市民のためによかれしとやった事業が、時が経って結果が思わしくなくなると必ず非難が出る、ブーイングが出ると、こういうことなんです。現にそういう部分というのは、ユメリアに現実にあるじゃないですか。当時、いろんな脚光を浴びてああいうふうに建てました。だけれども、結局今は非難の対象物として残っているでしょう。そういう事例があるのに、なぜこういうふうになったのか。これはこういうふうになったのかというのは、私から言わせれば、少数の意見に耳を傾けずして強引に突っ走ったからこういう結果になるんです。だからもう少し、少数の意見に耳を傾けて、そして一步下がって、そしてそれが誠の文字であるのかどうかということを判断するならば、私はそれも一つの王道ではないかと思うんです。みずからの考えに従って突き進む、それも王道であります。しかしそれは、時と場合によってのみ許されるんです。あなたには確か、確かじゃない、当然、権限というものがございます。しかし、権限には必ず結果責任というものがついて回るということをお忘れにならないでほしいのです。

最後の言葉にしたいのですけれども、自分の身の回りに吠えるもしない、咬みつくもしない、ただご主人様の顔を見て一生懸命しっぽを振るような犬を周りに集めても、それは決して番犬ではないという意味です。私のように、時には吠えてみたり、咬みついてみたりする、これが本当の番犬なんです。なぜなら、私はその人の身を案じているか

らなんです。こういうことをよくわかっていただきたいと思います。

最後の質問です。ひとつ引き下がって熟慮するという王道を選ばれるのか、それとも我が道を行くという王道を選ばれるのか、そのことを最後の質問といたしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員のご心配していただいている点も十分考慮しながら、先程来説明してありますとおり、これは大仙市にとってどうしても必要な施設として位置づけるべきだと考えておりますので、今議会に予算を提案させていただいておりますので、議会の皆さんの判断を待ちたいと思います。

○議長（大坂義徳君） これにて10番千葉健君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。10分間の休憩といたしたいと思います。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休 憩

.....
午前10時55分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。28番北村稔君。はい、28番。

○28番（北村 稔君）【登壇】 おはようございます。大地の会の北村稔でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

稲穂が垂れ、秋の収穫間近を感じるこの頃でございますが、豊作であることと適正な米価を願うものであります。

今年も市内各地で夏祭りのイベントが盛大に行われました。特に8月23日の大曲の花火競技大会は、小雨の中ではありましたが立派に行われまして、全国的なイベントとしてさらに高い評価をいただいたものと思っております。商工会議所や当市当局、そして関係各機関のご労苦に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

いよいよ秋の各種イベントが行われようとしております。これまた大変な楽しみであります。

今年も全国各地で地震や集中豪雨などの天災が続きましたが、幸いなことに当市では大きな被害はなく、改めて自然環境に恵まれていることに感謝しているところでございます。

さて、通告に従いまして質問させていただきます。

第1点は、市長の政治姿勢についてでございます。

合併以来、大仙市の将来都市像であります「人が生き人が集う夢のある田園都市」の創造に向けて、全市民がそれぞれ努力しているわけでございますが、その中心は言うまでもなく市役所であります。当然のことながら1千数百人の市の職員は、それぞれの持ち場で事務事業の遂行に懸命に努力され、一定の成果を挙げておられます。このことに対しましては敬意を表するものであります。

とは言いましても市の仕事は、ありとあらゆる広範なものでありまして、職員の懸命な努力にもかかわらず遅々として進展しないものがあります。特に対人関係や市民の個人財産に関してそれが見受けられます。具体的に申し上げますれば、個人の土地などを提供していただかなければ市の予定している事業ができない場合があります。しかもその事業が、市が市民に約束している事業であれば、これは大変なことであります。こういう場合、市長はどのような対応をなされておりますか、伺います。

私は、市長みずから動くべきと思います。市長は言うまでもなく市行政の最高責任者であります。今議会に上程されております安心・安全条例の制定も結構ですが、根底にあるのは、こういうことの早期解決ではないでしょうか。よく言われますが、「役所仕事みたいだ」という言葉は、積極性のない仕事であると私は理解しております。できるだけ早く大仙市からこの言葉をなくしたいものであります。市長は日頃、「市民の目線に立って」とか、「職員と一緒に汗を流す」とか言われておりますが、こういうことに対してこそ、この言葉どおり行動、実行してほしいものだと思います。

また、関連して伺いますが、市長あてに町内会や各団体などからいろいろな要望書が出されていると思いますが、その要望書に対し、市はどのように対処・対応しておられるものかを併せて伺います。「要望書を出して何年も経つけれども、市からは何の回答もない。なしのつぶてだ」という市民の声が聞かれます。市長の政治姿勢のごく一部に関することでございますが、身近で大切なことですので質問するものであります。

次に、仙北組合総合病院の改築について伺います。

大仙市大曲地域は、かつて大曲駅を中心に東北を代表する商店街でありました。しかし、車社会の到来と、それに関連する社会資本の整備、そして国道13号バイパスの建設によって、中心市街地の姿・形は大きく変わってしまいました。

こうした中で仙北組合総合病院は、地域における中核的医療施設としての機能を果た

しながら、まちの活性化の中心的な役割をも果たしてまいりました。まちの活性化の中心的な顔であります。顔のないまちが栄えた例はないと言われておりますが、この大きな集客力を持ち、まちの核施設でもあるこの病院を、現在地から離してはならない、ましてや代わりの施設をこの地に誘致することは不可能に近い、今の場所に改築していくことがまちの再生の起死回生の策であると思います。こういう観点から次の質問をします。

報道によりますと、J A秋田厚生連と県は、仙北組合総合病院の平成26年度の開院を目指して最終調整に入っているとあります。当然のことながら市もいろいろな相談や打診をされていることと思います。ただその中で、「移転新築」という言葉が出ていますが、移転は正式に決定したものであるかどうかをまず伺います。私の記憶によりますと、仙北組合総合病院運営委員会の下部組織として平成9年2月に設置された仙北組合総合病院建築検討委員会の第4回目の委員会、これは平成10年6月に開かれたものでございますが、この委員会で大曲市以外の13の市町村は移転新築もやむなしと言っております。「やむなし」であります。決して「賛成」ということではございません。また、平成12年8月に開かれた第8回目の検討委員会で、それまで移転することを渋っていた大曲市としても、移転新築やむなしとの考えを持たざるを得ないとの方向づけをしておりますが、これらはいくまでも下部組織である検討委員会の意見でありまして、私は移転が正式に決定したものとは思っておりません。また従来、病院建設に必要な面積は10ha以上と聞いておりましたが、最近6haそこそこの面積があればよいのだとの話も聞きます。本当でしょうか。もしそうだとしたら、移転をしなくても工夫をして現在地に新築できるのではないのでしょうか、伺います。

次に、これまた報道によりますが、J A秋田厚生連では、湖東総合病院と仙北組合総合病院について、公設民営による運営も視野に検討しているとあります。寺田知事も似たようなことを言われているようでございます。降ってわいたような公設民営の話ですが、当然市に対しても話があったと思いますので、まずその概要をお知らせ願います。

従来方式の地元負担と公設民営方式の場合の地元負担について、さらには公設民営方式の場合、現在の大仙市の財政力で対応できるものかどうかもお知らせ願います。

組合病院建設に関しましては、市民の関心が高いものの、情報が不足なため、いろいろな話がそれぞれ独り歩きしている状況にあります。私は、組合総合病院建設に関して、諸般の事情が大きく変わってきていることから、今までの経緯は経緯として参考にしな

がらも、この際白紙に戻して、利用者であります市民の声を十分に生かし、徹底的に議論し、検討すべきものと思います。それが将来に禍根を残さない対応であると思いますが、市長、いかがでしょうか。

次に、公道の路肩の草刈りについて伺います。

私たちの大仙市は、公道がたくさん通っております。高速道路、国道、県道、高規格道路、それに市道などがございます。これらの道路は、当然のことながら広いし路肩も広いわけでありまして。この路肩の清掃、特に草刈りがよくやられておりません。道路管理者としての国・県の責任は、どうなっているものかと思っております。現状を見ますと、草はもちろんでございますが、木まで生えております。当然、景観はよくありません。農業関係者や農家の皆さんがよく言っております。ネズミの繁殖、カメムシやイナゴの発生源になっているのではないかと。管理するのが市でないことはわかりますが、ここで生活しているのは大仙市市民であります。昨年から国の事業で農地・水・環境保全向上対策事業を取り入れ、農村部では地域の草刈りや堰払い、花の植栽などを行い、大いにその環境整備に努めていることは皆さんご案内のとおりであります。その大もとであります国や県が管理している道路の路肩の草刈りを、なぜしないのか不思議でなりません。公道とは言えませんが、JR鉄道両側の草もどうにかならないものかといつも思っております。JRだって日本の一流企業ではありませんか。無責任過ぎると思っております。この件について市当局は、どう考えますか。また、今までどのような動きや働きかけをしてきたものか伺います。私は、市が関係機関に働きかけて、この問題の解決に努力してほしいものだと思うものでございます。

なお、市道の路肩に関しましては、昔から市民の生活道路が多いことから、あまり問題がないようにも見えますが、それでも細やかなご配慮をお願いしたいものと思います。

最後に、愚言かと思っておりますが、一言申し上げます。

市の行政は、どうも国や県に堂々とものを言えないように見えます。昔から役所機構が国・県・市町村と縦割りとなっておりまして、何かと国・県にお願いすることの多い市町村の立場では、従来そういう態度をとらざるを得なかったこともわからないわけでもありませんが、現在は地方分権の時代であり、我々市町村がしっかりした考えのもとに国や県にものを申すときであります。このことは冒頭に申し上げました市長の政治姿勢とも大いに関係あるわけですが、市民は県民であり、国民でもあることを改めて認識したいものでございます。

以上、3点について伺います。よろしくご答弁願います。

○議長（大坂義徳君） 28番北村稔君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 北村稔議員の質問にお答えいたします。

大仙市が誕生して今年で4年目を迎え、この間、「市政は市民のために」を合い言葉に、職員とともに現場に足を運び、市民の目線でともに判断し、情報公開や説明責任による開かれた市政の推進、市民参加よりさらに踏み込んだ市民と行政との協働の地域づくりに努めてまいりました。

議員お尋ねのとおり、市の施策を実現するためには、様々な面で市民の理解が不可欠であります。そのため、個々の事業におきましても地域全体の視点から、その事業の必要性、公共性、緊急性など、事前の説明を求め、市民と共通の理解のもと事業推進を図っております。しかしながら、用地提供の合意が得られず、未着手あるいは完成に至らない事業の場合は、個々の事情と公共性の確保とは一概に図ることは難しい面もありますので、今後も該当する方々からのご理解が得られるまで粘り強く説明していく方針であり、担当からの報告と指示を的確に行いながら推移の把握並びに解決に努め、事業を着実に進めてまいりたいと存じます。

次に、町内会や各団体からの要望に対する対処・対応についてであります。

要望、陳情はもとより、市民からの苦情などにつきましては、受付次第、私をはじめ両副市長、本庁担当課が報告を受けることとしております。

その対応につきましては、市全体で取り組むべき要望、課題については本庁担当課が対処しており、また、各地域に関する要望、課題については各総合支所において、本庁担当部局と市全体の視点から検討し、対処しております。

また、要望者に対する回答につきましては、正式な文書によるほか、担当職員が要望者と面会し、市の考え方及び現状についての説明、今後の見通しなどについて報告しているところであります。

処理については、原則20日以内に処理するということで進めております。

なお、道路関係など事業費を要する要望につきましては、限られた予算の中で市全体の均衡ある発展を図るため、予算枠や優先順位を設けており、要望の実現までには時間を要するものもありますので、要望者に対しては誠実に市の状況などを説明し、理解を得るよう努めております。

今後におきましても多様な市民要望に対応するため、厳しい財政状況の中で、職員の

創意工夫によるゼロ予算事業の拡充や地域協議会主導による市民との協働事業など、様々な工夫をしながら事業を推進してまいりたいと存じます。

質問の第2点は、仙北組合総合病院改築についてであります。

はじめに、病院の移転新築につきましては、病院建設の事業主体である秋田県厚生連の病院建築整備方針を踏まえ、地域医療の充実・推進、老朽化した施設の改善、病院建築の推進などについて協議し、仙北組合総合病院長の諮問に答えるため設置された仙北組合総合病院建築検討委員会で、平成9年2月から平成14年2月まで11回にわたる協議の結果として示されたものであります。

議員ご案内のとおり、旧大曲としては、まちづくりの観点から現在地での改築について要望してまいりましたが、平成11年12月、旧大曲市議会全員協議会に当時の病院副院長等が出席し、病院施設の老朽化、施設及び駐車場の狭隘による改築の必要性と建て替えスペースと入院・外来患者への対応等から、現在地での建て替えは不可能であり、移転新築しかない旨の説明がなされており、平成12年8月の第8回建築検討委員会で病院の改築のためには移転新築やむなしとの意見調整が図られたものであります。

次に、病院建設に必要な面積と現在地での改築についてであります。厚生連ではこれまでの病院改築にあたっては、将来における病院のその場所での再改築等を考慮し、10ha程度の敷地を目安としておりましたが、6haという面積は医療制度の改正や将来人口の減少を考慮した新たな病院規模、事業費の圧縮などの面から、事務レベルでの協議の一案として示されているものであります。

敷地面積の減少により、現在地での改築ができないかとお尋ねですが、現在の仙北組合総合病院の敷地は、隣接する第1駐車場の面積を含めて9,000㎡程度であり、また、入院・外来患者への対応等から現在地での建て替えは不可能であるとの旧大曲市議会全員協議会で病院側の説明にありますとおり、現在地での改築は困難であると認識しております。

次に、公設民営についてであります。3月13日に開催された秋田県農協団体と報道記者との懇談会に提出された平成20年度事業計画(案)の中で、厚生連より「湖東総合病院、仙北組合総合病院については、本会の現状における経営内容を踏まえ、将来における医療環境等も見据えた病院規模及び全般的医療機能等の見直しを検討し、大幅な地元財政支援による病院建築、または、公設民営による新たな運営方式も地元行政に提案し、検討を進める」と示され、翌日の新聞で、報道で「湖東、仙北両総合病院の全

面改築。公設民営化も視野」と報道発表されたものであります。

市では、公設民営による地元自治体の負担等について試算し、4月22日、仙北市長、美郷町長との協議の上、4月30日、公設民営方式について地元自治体としてはその可能性がないことを厚生連経営管理委員会会長に申し入れております。

公設民営による地元負担については、病院規模等一定のモデルを設定し、公営企業債、合併特例債を活用し試算したものであります。公設民営による病院建設は、厚生連が示している地元自治体の負担と比較し、一般財源ベースで3倍強となると試算され、地元自治体の財政を大幅に圧迫するものであり、厚生連及び秋田県に対し、公設民営の可能性がない旨、意見書を提出したものであります。

次に、白紙に戻し検討すべきとのご意見であります。先にご説明いたしましたとおり、建築検討委員会で移転新築の方向づけを成すまで5カ年を要しております。仙北組合総合病院の移転新築に対する地元自治体としての支援の財源としては、合併特例債の活用を考えており、合併特例債の活用できる期限として平成26年度が最終年度となります。病院建築には相当期間を要することから、これまで多くの人々によって協議され、方向づけされた結果を大切にしながら、早急な事業着手を厚生連に要望してまいりたいと存じます。

秋田県では、仙北組合総合病院の平成26年度開院を目指し、厚生連に対する新たな支援策を示すなど支援強化を図っておりますが、厚生連からは財務状況の悪化等を理由に、仙北組合総合病院の改築計画を示していただけない状況にあります。

仙北組合総合病院は、当地域医療の中核病院であり、圏域の住民が安心して暮らせる医療環境を確保するため、病院建築の方策について事業主体である厚生連と協議を重ねてまいりたいと存じます。

質問の第3点は、公道路肩の除草についてであります。

国・県及び関係機関の道路の路肩除草につきましては、通常年2回程度の除草作業を行っており、そのほかに見通しの悪い交差点付近や歩行に支障となるような歩道及び観光地や大きな行事が行われる場合等について、状況に応じて除草作業を強化していると伺っております。

しかしながら、限られた道路維持管理費の中での除草作業となっており、地域の業者の協力をいただきながら、連携のもと除草作業を行っておりますが、なかなか行き届いた除草は難しい状況と伺っております。

これまで市では、国・県及び関係機関に対し、これはＪＲ、あるいは高速道路のネクスコに対してであります。大きな行事にあわせた除草等をお願いし、対応いただいておりますし、道路整備の事業説明や用地買収の際に、地権者と一緒になり路肩除草についても要望を行っております。

今後とも道路の維持管理も含めた環境整備の要望もあわせて行ってまいりたいと考えております。

次に、市道の路肩除草であります。議員ご指摘のとおり生活に密着した生活道路がほとんどであり、地域住民のボランティアに頼るところが大きいところであります。

具体的には、農地・水・環境保全向上対策事業を通じた集落活動や、町内会等自治会の地域美化に向けた活動を通じ対応いただいておりますが、太田地域の花いっぱい運動のように総合支所を挙げた美化活動の中で沿道の除草が行われている例もありますので、今後はこれらの事例を参考にしながら、地域協議会や自治会の協力をいただき、全市的に沿道の除草ができる仕組みの整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 28番、再質問ありませんか。はい、28番。

○28番（北村 稔君） 最初に市長の政治姿勢についてでございますが、誠意をもって対応していると市長はお答えになりましたが、私はそうでもない事例をいろいろ聞いております。10年も20年も未解決になっているものは、ほとんどが市長が動いていない仕事、事業でございます。これはあまり町内名をこの席でいろいろ出すのもどうかと思いますので控えますが、答弁用の答弁でなく、もう少し本気になって物事に向かってほしいと。要望書を出すということは、その地域にとって、どうしても解決してもらいたい重要な問題であります。丁寧に対応し、できるだけ具体的に早く対応してもらわないと、汗を流したとか市民の目線だとかという言葉とは、どうしても一致しません。この点について市長、ご答弁願います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市役所は組織でありますので、組織としてやっているつもりです。私、本気になってはいますけど、どこが本気になってやってないですか。具体的に指摘してください。

○議長（大坂義徳君） 28番。

○28番（北村 稔君） それでは、具体的に申し上げます。

平成17年12月8日付で船場町二丁目町内会会長から市長あてに要望書が出ております。「市道船場町12号線の道路拡幅について、要望書、署名簿、位置図、130名ほどの署名がございます。これが平成17年12月8日に提出されております。これに関しては、私も担当部課長、副市長、確か1回か2回は市長からも話ありました。ただ、この町内会に対しては、何ら返事はしていないはずでございます。この道路の拡幅につきましては、あそこは市の開発公社で造成しまして、分譲したものでございまして、20年近く経っております。ですから、町内の皆さんは、市がこの道路を広げてちゃんとやるのだから、そういう前提で説明があったので私等は買ったと。20年近く経つけれども、何らその道路は拡幅できないと。ということで、このとおり要望書を上げたわけですが、それに対しても何ら回答はしていないはずでございます。もし具体的な動きが、答弁できるようなことがあったら、どうぞこの場で。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この件につきましては、なかなか地権者と合意できないということで、その都度町内の方にお知らせしていることになってはいますが、やろうと思っいろいろ計画を作って、建設部でも動きながら、実現しようということができないかということでいろいろやっていますけれども、地権者の協力ができないと、そういうところでなかなか前に進めない。その都度そういう状況について説明しているはずでありますので、議員ご指摘のようなことはないということであります。

○議長（大坂義徳君） 28番、再質問ありませんか。

○28番（北村 稔君） 1番目は、あと質問する権利ないようでございますので、もうちょっと私も調べてみますが、私の聞く範囲では、そういう例はありません。

次に、組合病院の件について伺います。

もう一度確認でございますが、移転やむなしということは私は聞いたことありますが、市長の答弁では、決定したと、移転新築なんだというふうに私には聞こえますが、そのとおりかどうか。これが一点、再度確認したいと思います。

それから、いろいろ諸般の事情が大きく変化しているので、この際白紙に戻して、もう一度検討し直す必要がないかと私は申し上げたわけでございますが、市長の答弁では白紙に戻さないと、そういうふうに聞こえました。その点も再度答弁願いたいと思います。

それから、市長、今年の5月31日に小野地院長が病院のことで講演したわけで、何

百人、四、五百人も聞いておったわけですが、その講演の冒頭に組合病院の移転の必要はございませんとはっきり四、五百人の人の前で申し上げました。私等聞きました。このことは市長の答弁と、どういうふうに整合性があるわけでございますか。いずれこの3つについてお伺いします。

○議長（大坂義徳君） 答弁求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 最初に移転新築の問題でありますけれども、病院を建設するのは、あくまでも厚生連であります。我々は、できるだけやはりこの地域医療、この中核病院、これはみんなの病院だとの位置づけで、できるだけの協力をしようということで今までやってきました。移転新築、あるいはそのこの場所でやるかは、最後は病院だと思います。ただ、この病院を全体でやっぱり早く何とかしなきゃならないだろうということで、ずっと長い間、旧大曲の時代からいろいろ関係の皆さんが協議をして道筋を立ててきたということだと承知しております。私は大曲の市長になってから、それぞれの皆さんに呼びかけまして、移転新築の同盟会で頑張りましょうという呼びかけをいたしまして、賛同をいただいて、今それに基づいて会長として動いております。北村議員もそのメンバーに入っておりますので、もしその移転新築というのがだめだとすれば、同盟会から外れるべきだと思います。

それと、白紙に戻せないかということではありますが、これは先程来ずっと説明してありますように、ずっと歴史的な経過を経て、ここまでみんなで組み立ててきた問題であります。白紙にしてどうなるのか、私はその白紙にする意味というのが、よくわかりません。何とか今もう一息、県も相当なやはりてこ入れをするということで秋田県全体の地域医療を考えておりますので、もう一息我々は努力すべきではないかなという考え方でありますので、これを白紙に戻してしまいますと、旧大曲のときのように用地が決まりそうになった段階で戻してしまうと、またそこにたどり着くまでに何年かかるかわからないという状況でありますので、軽々に白紙という言葉は使えないのではないかと思います。

それから、最後の小野地委員長の講演の話ですが、私、直接聞いておりませんので、これは答えようがありません。

○議長（大坂義徳君） 28番、再々質問ありませんか。

○28番（北村 稔君） その移転という問題ですが、市長の答弁は移転決まったとありますが、どの時点で大体、私もその何とかの会員だそうですが、やめれって言えばやめ

ますけれども、私は現時点では、やっぱり今までの問題は問題、流れは流れとして、やっぱりそのままずるずるいくということは無理があると思います。どの時点でその移転が決定したのか、私はどうもはっきりしないのです。変な話だけ先行しておりますので、どうかもう少しすっきりした形でできないのかなど。小野地院長から聞いた話も、これ嘘でも何でもありませんので、四、五百人の人が聞いていますので、市長は聞かなかったと言えればそれまでですが、最後は事業主体が厚生連だからと、そこで逃げられると、もう私はそれ以上言う方法がなくなります、どなたかその関係でわかっている人がおりましたら再度聞かせてもらいたいと思います。これは平成26年ということで、もう年度も決まっておりますし、大変大きい問題でございますし、駅前の開発、再開発のとき、全員協議会をやったときも当局は大変大曲の顔なので、3年延長40億円の予算も増やしてやっていきたいということでございますが、組合病院も間違いなく大曲の顔でございますので、私はできるだけでなく絶対に残すべきだと思っております。何とかの会から私が会員だそうで、反対の意見言っているようであれば、それはどうぞご自由に除名でも何でもしていただいて結構ですが、どうも市長の説明では私、納得できません。この後も大きい問題ですから、私等ももう少し勉強しまして、引き続き12月でも3月でも、あるいは委員会でもやらせてもらいたいと思いますが、都度都度変わるいろんな情勢につきましては、どうか当局も情報を正確に早く教えてほしいなと思います。

以上です。以上ですというか答弁はそれなりに。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長、答弁をお願いします。

○市長（栗林次美君） この組合病院の早期…こういうふうになっております。平成16年8月30日に仙北組合総合病院早期改築推進会議第1回総会が開かれております。これは様々な団体の皆様からも参加をいただいて、一定の規約のもとで推進しようという会議を立ち上げております。この後、第2回の総会及び第3回の総会で、これは第2回の総会が平成17年9月9日ではありますが、様々な会員の皆様からのご指摘もありまして、やはり早期に物事を決めるのであれば、可能性がほとんどない、あるいは難しいという要素を取り除き、「早期移転改築推進会議」と名前を改めるべきだということがございまして、以来こういう言葉を使って市町村、それから議会、それから県議会、それから医療関係団体、様々な皆様と一緒にこういう運動を続けてきたということでもあります。

それから、先程来説明しておりますけれども、旧大曲時代の話というのは、まだいわゆる区画整理、都市計画の中で、どう位置づければいいのかという状況の中であれば可

能な問題だったかも知れませんが、現在あそこの場所、それぞれの換地しております、それぞれの人たちのもう土地、建物が建っております。組合病院だけの敷地というのは、先程申し上げましたように9,000㎡しかないという状況であります。ここにもし仮に病院を建てるとすると、現在入院している患者さんの問題をどうするかという、100%無理な計画にならざるを得ないのではないかなと思います、私は。病院側がそれができるということであれば、またこれは別なんでしょうけれども、我々の方でそうしてくださいというわけにはいかないと、現実を考えた場合にですね、そういうふうには理解すべきだと思います。

○議長（大坂義徳君） 28番、3番の質問に対する再質問ありませんか。

○28番（北村 稔君） ありません。

○議長（大坂義徳君） これにて28番北村稔君の質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため、暫時休憩いたします。本会議は午後1時より再開いたします。

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。29番竹原弘治君。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 【登壇】 だいせんの会の竹原弘治です。4年に一度の北京オリンピックも大変感動のうちに幕を閉じました。前回のアテネに比べて金メダルで前回は16個、今回は残念ながらといいますか9個というようなことで、そういうメダルの数だったわけですがけれども、随所に日本人の活躍が感じられた大会ではなかったかと思っています。

また、本市では来る9月20日から全県500歳野球が神岡地区で開催されます。大会史上最多の今回は170チームが参加すると言われております。今回は特に30回の記念大会でございます。1日にして5,000人規模の往時の名プレーヤーが集まって、間違いなくすばらしい大会になるものと確信しております。どうか皆さんも、できるならばプレーヤーとして参加していただければなというように思っております。

では、通告に従い質問をさせていただきますので、ご答弁の方、よろしく願いいたします。

さて、2002年1月から始まった景気拡大の期間は、いざなぎ景気の57カ月を抜いて戦後最長を記録していましたが、資源価格高騰が企業、家計の所得を奪い、その景気拡大も遂に幕を閉じようとしております。

このようなことから、県内企業における雇用状況は、今後ますます厳しさを増すものと予想され、県内企業の活性化と企業誘致の促進が一層求められてくると考えられます。

少子高齢化や若者の県外流出により、地域の活性化が危惧される中、地元雇用対策の拡大は早急に解決しなければならない重要な課題と考えております。また今回、19年度の大仙市の決算の状況が示されましたが、普通会計においては自主財源比率が29.7%と3割にも満たない低い数値となっており、中でも市税の占める割合は16.7%と憂慮する状況となっております。財政の硬直化が増す中、主たる自主財源である市税収入の確保は、弾力性に富んだ行財政運営には欠くことのできないものがあると考えます。

企業誘致については、市民税や固定資産税の増収に結びつくことから、県内はもとより大仙市における雇用環境の整備は早急に取り組むべき重要な事項と考えます。このような中、本年2月に県が進めている大規模な新規工業団地候補地として大仙市内の笹倉・高野周辺の神岡地区が最適地に評価されたことに、地元民の一人として大変大きな期待をしているところであります。

市におかれましても企業対策室の新設や首都圏懇話会の立ち上げなど、企業誘致の実現化に向けて鋭意取り組まれておられるようで、今後の動向に大きな期待を寄せているところであります。

8月16日号の市広報に関連する記事が掲載されましたが、4月には地元説明会が開催され、7月からは現地調査が始まっているとありました。今回のプロジェクトは、秋田県の事業として進められているわけではありますが、大仙市としても、この千載一遇のチャンスは是非実現させるため、全市を挙げて積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

そこで私からは、秋田県新規工業団地計画の推進対策について、次の4点についてご質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず質問の第1点目でございます。現在、県が進めている大規模な新規工業団地計画について、当市も積極的に県との連携を図り、できるだけ本計画を加速させて企業の誘致を早期に実現させることが肝要と考えます。そこで地元自治体としての強力な取り組

みが必須とありますが、どのようなお考えがあるのか具体的にお伺いいたします。

次に、2点目でございます。これまでの地区説明会において、出席した住民の方々や関係するの方々から出された貴重な意見や要望がたくさんあった中で、当市で対応すべき事案があったのか、また、対応すべき事案に対しては、今後どのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

質問の3点目は、新規工業団地計画に係る現地調査結果の公表などについて、県ではいつ頃を目標とし、どのような公表方法を予定しているのか、ご承知であればお知らせいただきたいと思っております。

最後の質問でございます。新規工業団地計画の促進に係る農林商工部企業対策室と神岡総合支所との役割が、それぞれ十分に機能して地域住民からの理解と協力が得られるものと考えておりますが、どのような役割分担の上で連携を図るお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問であります。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 29番竹原弘治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 竹原弘治議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、秋田県新規工業団地計画の推進対策についてであります。

はじめに、早期達成のための地元としての取り組みについてであります。既に平成20年2月の新規工業団地の適地調査結果の発表を受け、4月には市と市議会との連名による早期の実現を求める要望書を県知事あてに提出しております。

ご案内のとおり新規工業団地の計画は、県の工業団地であり、開発の主体は県にありますが、予定地が大仙市神岡地域であることから、県の要請に応え、一日も早い実現を図るため、積極的な協力をする必要があると考えており、既に予定地周辺の住民向けとして、4月と7月から8月にかけて地元説明会を県の誘致企業室とともに開催しているほか、市の都市計画図や上下水道計画など県に情報を提供しております。

今後、市としては、県との役割分担等に関する協議を待って、県事業を効率よく進められるよう環境を整えることが求められますので、県の求めに迅速に対応し、関連する業務の円滑な推進のため、担当副市長を本部長とする推進本部と、その下部組織となるプロジェクトチームを編成し、様々な動きに応えたいと考えております。

さらに、民間と市が一緒になった全市挙げての支援体制が必要となりますので、市内の経済団体、企業団体等にも賛同していただき、新規工業団地の早期実現を目指す推進

母体を組織し、市としての強い意気込みを示したいと考えております。

なお、現在作製している大仙市の企業誘致向けDVDには、県の協力のもと、新規工業団地も紹介しており、今後の企業誘致活動に活用したいと考えております。

次に、地元説明会における要望とその対応についてであります。

地元説明会につきましては、4月11日に神岡農村環境改善センターにおいて、新規工業団地の適地調査の経緯や工業団地計画について行われております。

また、7月22日から8月5日までの6日間には、地域の会館など6会場において86名の参加をいただきながら、基本設計調査への協力方について開催しております。

説明内容は、基本設計業務と、その今後の予定についてであります。

基本設計業務では、工業団地の概要を決めるための計画地区内及び周辺地域の調査、全体配置計画、周辺インフラ整備の検討、各種法規制の調査、地権者の調査、概算工事費の算出などを行うこととしております。

今後の予定では、図面をもとに立ち入りによる現地の確認調査を始め、9月頃に地質調査、10月頃に団地概要案の提示、来年1月末までに基本設計の完了、4月以降に環境アセスメントの調査、測量、実施設計を始める予定というものであります。

説明会では、市への直接的要望はありませんでしたが、出された意見としては、着工までの期間、進出企業の見込み、工業団地に関する情報の開示、取水・排水を含めた環境対策、地元雇用、用地買収の時期などでありました。いずれも工業団地に期待を込め、実現を望むものが多数となっております。

市としては、企業対策室と神岡総合支所において、県からの情報を的確に、そして遅滞なく住民の皆様にお知らせしてまいりたいと思っております。

次に、現地調査結果の公表についてであります。

新規工業団地計画に係る現地調査結果については、7月から8月の地元説明会において、10月頃に工業団地の概要について示すとしております。

また、工業団地の概要等については、説明会での要望に基づいて、県のホームページ等でも公表することが検討されております。

次に、本庁と支所との役割の分担についてであります。

主な役割の分担は、企業対策室が新規工業団地に関する県の窓口と庁内の連絡調整を担い、神岡総合支所が地域住民や地権者等の対応を担う体制で事業を進めたいと考えております。

なお、具体的な業務に関して、用地の造成等までは農業振興地域との調整、隣地開発、農地転用、用途変更、開発行為、アクセス道路、上下水道、防災施設、環境対策、文化財保護などが考えられますので、それぞれの担当部署にも役割を分担する体制となります。

いずれにしましても市の本庁と支所が連携を密にしながら一体となって対応する必要があり、関係部署の職員で構成される推進本部やプロジェクトチームで協議の上、迅速な処理をし、工業団地の実現を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 29番、再質問ありませんか。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 答弁ありがとうございます。

いずれにしても事業そのものが県の事業というふうなこと、あるいは著についたばかりのこの計画でございまして、なかなか掘り下げること何でございしますが、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

今の市長答弁の中で、基本設計を終え、明年の早々に、4月頃ですか、実施設計に入りたいというようなことではございますが、じゃあ地権者との用地交渉、それから、それに伴っての買収等のめどはいつ頃なのか、もし見通しと申しますか予測がつかないならば教えていただきたいと思います。

それと現在、基本設計の中でいろいろ調査をされているというようなことではございますが、じゃあ今現在の状況はどういう状況、もうちょっと具体的に現在の状況についてお知らせいただければなと思っております。これが2つ目でございます。

それから、100ha規模の非常に大きな団地ということが予定されているわけがあります。我々100町歩と、なかなか想像もできないような広さでございます。そういう中に企業ニーズとして今までいろんな首都圏への市としての誘致活動もされてきたと思っておりますが、その100ha規模の団地に企業ニーズとしてはどのような感触を受けておられるのか3つ目としてお聞きしたいと思います。

それと、最後にもう一点でございますが、県内の工業団地の分譲、鹿角から湯沢まで県の工業団地ガイドを見ますとあるわけではございますが、その分譲状況、あるいは逆に空き状況はどうなっているのか、わかる範囲で結構でございますのでお知らせいただきたいと思います。

以上、4点について再質問させていただきます。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えします。

まず最初に、用地交渉の時期であります、環境アセスが終わった時点というふうなことのようでもありますので、22年度以降ではないかなというふうに説明を受けております。

それから、現在の状況でありますけれども、先程説明したのがまず現在の状況というふうにお受け取りいただきたいと思っております。

それから、市としての誘致活動の関係と工業団地の件であります、これは市としての企業誘致活動はもちろん実施しておりますけれども、この100haの工業団地という概念は、ここが小さく割って誘致するという考え方では県の考え方はございませんので、この100町歩をすっぽり使うような企業、それに関連するところというところを探すという概念でありますので、我々がやっております市の誘致企業の活動と、この県の工業団地の誘致企業の活動は、少し離れた形になっております。ただ、打ち合わせをさせていただいておりますけれども、これはかなり、今、副知事になりました佐藤副知事のプロジェクトということで、その辺の対企業がどういうところなのかという情報というのはなかなかはっきり出てこないわけでもありますけれども、我々も時々東京事務所の県の企業対策と接触しておりますので、場合によっては、いつでも我々も一緒に県の皆さんと動きますよと、こういう話をしておりますので、そういうあれがきますと、私も含めて我々のスタッフも県の皆さんと動くということがあるかもわかりません。そういうことはお伝えしております。もっぱら市としての誘致企業につきましては、これとは切り離して、既存の今、抽出していただいている企業の皆さんから様々な情報をいただいたり、あるいは東京で活躍している皆さんからの情報をいただいたりしながら、独自に企業誘致にあたっていくと。場合によっては県の東京事務所の皆さんと動く、こういう形にしております。

したがって、この県の工業団地の分譲状況については、詳細は後でご報告させていただきますけれども、このすぐ近くにあります横手にあります県の工業団地、1区画しかまだ売れてないはずであります。県は先程申しましたように100ha規模で使用できる大きな会社、企業という概念でものを考えていますので、いわゆるその旧市郡を中心にして作ってきました工業団地、これは分譲して売るという工業団地でありますので、この概念とは全く違う企業を探すという概念でありますので、その辺のところは改

めて県の工業団地、県が作ってきた工業団地の分譲状況というのはお知らせしませうけれども、この神岡の100haの工業団地の概念とは全く違う形で物事が進んでいるというふうにお受け取り願いたいなというふうに思います。

○議長（大坂義徳君） 29番、再々質問ありませんか。はい、29番。

○29番（竹原弘治君） 今のこの会社の、企業のニーズが、これだけの大規模団地、これだけの大企業という形になるわけなんですけれども、今まで誘致等へ行って受けたその感触と言いますか、そういうものがあるかどうかという意味で聞いたつもりでございます。もちろん今、市で行っている小分けの誘致企業を誘致するということとはまた私も別物というようなとらえ方を今回しているわけでございます。それで、果たして、これはもちろん県なり大きな力と連携しながら、当然工業団地が造成された暁には、そういうかなうような企業を誘致するということは、これ大変大事であります。現状は果たしてそういう会社というのは、いや、場所さえできればありそうだよというような感じなのか、そこら辺どうだったのかなというように思いで聞いたわけでありまして。そのことについては答弁はいりません。

この企業、工業団地、まさに先程申し上げましたように、我が大仙市、ひいては秋田県にとっては、まさに千載一遇の、私は特に大仙市にとってはこれだけの工業団地が当市にくるといふようなことはチャンスであるというように思っております。やっぱり今、先程申し上げましたように、人口の減少、あるいは少子高齢化、地方経済が非常に現在落ち込んでいる中、当然雇用の悪化も連動して起きているわけでありまして。この工業団地が100町歩、そしてそれに見合う会社があると、来てくれるということになった場合、我が大仙市にとっては計り知れない効果があるかと思っております。市長も企業誘致につきましては、いろんな機会を通じてその必要性を訴えてまいりました。そして今回の答弁でも、その決意については私も感じ取ったところでございます。また、地元住民の期待も極めて大きいと。この話が出てから本当に大きな期待を寄せております。渴望していると、これが何とかできてほしいと、そういう思いで待ち望んでいるわけでありまして。我々議員も、この議員連盟を立ち上げまして、何とかこの事業の実現に向けて頑張らなきゃいけないと決意も新たにした連盟も作ったわけでございます。どうかひとつです、市長、これだけの大きなプロジェクトでございます。まさに大仙市のこれからの将来を、命運を決めるような、大きな私は事業だというように思っております。どうか市長を先頭として、議員ももちろんこのような気持ちでいますし、そしてこの市民も巻

き込みながらその実施のために、どうか実現のために並々ならぬ決意で向かっていただきたいと願っております。どうかチャンスというのはそう簡単に訪れるものではないと私は思っております。どうか大仙市の夢のある将来を築くためにも心からお願い申し上げたいと思います。このことにつきましては、同僚議員からも通告がされているようでございますので、私からは以上で質問を終わらせていただきます。答弁はおりません。

○議長（大坂義徳君） これにて29番竹原弘治君の質問を終わります。

次に、21番高橋幸晴君。はい、21番。

○21番（高橋幸晴君）【登壇】 今年の残暑が非常に厳しかったわけですが、この前の雨で大分秋らしく朝夕が涼しくなりました。

竹原議員が地元のイベントをPRしましたので、私もちょっとお話をさせていただきたいと思います。

太田でこの前、花壇フェアが行われました。無事に終了しまして、市長はじめ副市長からもおいでをいただきました。これから朝夕が涼しくなると、花の色も朝露や、あるいは朝露にかぶった朝日の光を受けて一段と輝きを増してきます。その花をご覧になると、皆さん本当に心に潤い、あるいは安らぎが生まれてくるのではないかなと思います。よい考えも浮かんでまいりますので、是非太田に来ていただきたいと思います。

今年は作況指数100を超えた、今のところ豊作の見込みでありまして、我々農家の皆さんは大変期待を秘めておるわけでして、この後、米価が発表されるのを待ち遠しいといったところではないかなと思います。

さて、第82回の大曲花火大会が開催されまして、あいにくの天候となりましたが、しかし65万人を超える観客が、本年も光と音楽の調和のとれた迫力ある花火に魅了し、感動して帰られたものと思います。大会の運営、あるいは交通整備に携わった商工会議所及び市職員、関係者の皆様のご苦勞に感謝し、その勞をねぎらいたいと思います。

また、先日行われました文部科学省の全国学力テストで2年連続トップ級の成績を修め、本市においては県平均をさらに上回る結果に、県民として、市民として誇りに思います。明るいニュースに勇気と元気を与えていただきました。これまで行われてきた授業改善、教員のスキルアップ、少人数学級、規則正しい生活習慣など様々な要因が結びついた結果と見られていますが、以前には全国平均に届かない下位のクラスに低迷していた本県を頂点にまで押し上げてくれた教育委員会、あるいは教職員のご努力に心より敬意を表する次第であります。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、農業問題に絞って質問をしたいと思います。

日本の農業は、戦後の深刻な食料不足からスタートして、品種改良をはじめ農地造成拡大を通して米の増産を推し進めてきました。1961年に農業基本法が制定され、農家収入を他産業並引き上げ、農業を根幹とする国民の食糧を確保し、農業の自立を図りました。この手厚い保護のもとで、農家は生産者であると同後に企業家であるという気概が薄れ、次第に生産だけに力を入れ、経営努力、販売の拡大を忘れてしまいました。このため離農者の農地を中核農家に集中させるという専業農家の育成はできず、むしろ減少を続けていきました。他産業から収入を求める兼業農家が農業生産の大半を占めて豊かになり、新の専業農家は育たないまま片隅におかれてきました。兼業農家には企業家意識は薄く、農家の子息は次々と農村から都会へと流出していきました。さらに国民の食生活の向上で外国食料品、果物、家畜飼料などの大量輸入が始まり、この間には様々な外部的要因によって影響を受け続け、平成16年から始まった構造改革、市場原理の導入などによって農村社会は大きく変貌しました。

この行き詰まった日本農業の再建をめぐって論議が深まり、昨年より戦後農政の大転換と位置づけられた品目横断的経営安定対策、今年からは水田経営所得安定対策に名称が変更され、認定農家による担い手の育成、集落営農、農業生産法人化への推進が図られており、各農家は東北日本海側の特有な気候のリスクを背負いながら大豆、麦、野菜、花卉、家畜の飼育などの組み合わせによる複合経営で何とか収入を確保しようと懸命に頑張っているところであります。ところが、今年に入って原油や飼料価格に加えて肥料価格も高騰し、農家経営は一段と厳しさを増しております。特に、これから冬に向かって花卉、シイタケなどハウス栽培を行う農家は深刻でございます。そこで、ハウス栽培農家への燃料代の助成が必要ではないでしょうか。同様に飼料価格が高騰し、経営が逼迫している家畜農家への支援策も必要と思うが、どうでしょうか、市長の考えを伺います。

次に、担い手の育成について伺います。

本市の基幹産業である農業が危ぶまれている要因の一つに、農業従事者の高齢化と若い担い手が少ないことでもあります。本市では平成18年4月から担い手の育成、集落営農の育成と法人化への支援として、大仙市集落営農法人化支援センターを設置して、目標を上回る成果を上げております。今まで安定しない農業政策に振り回されてきた

農家には、まだ周知できない状況にあるように思われます。米価が低迷している本市の経済に深刻な影響を及ぼしている現在、ますます国の農業政策が必要に、重要になると思います。そこで、若い担い手を送り続けている農業振興情報センターとともに今年度で期限となる集落営農法人化支援センターの存続が必要と思われるが、どうでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、食糧自給率の向上について伺います。

世界的な食糧事情は急激に変化しており、食糧自給率向上は緊急課題であります。これまで日本は経済大国のおごりで世界中から食糧を輸入し、美食・飽食三昧の日常生活を迎え、これが当たり前と思いついてきました。我々の食生活は、まさに食のバブル時代で、これがいつまで保証されるかわかりません。足元の食生活を見つめれば、食糧自給率は39%、飼料自給率では25%と、先進国では極めて低い数字となっています。ちなみにイギリスは70%、フランスでは122%となっております。そして今まで食料を輸出してきた発展途上国の国々も人口の増加、食生活の向上、地球温暖化と思われる自然災害、農地の砂漠化などによって食料輸入国へと変化しており、世界的需給バランスが崩れないか問題となってきております。国では食糧自給率を向上させる方策を探るため各地でシンポジウムを開催し、食糧自給率が先進国で最低水準にとどまっている日本の実情を踏まえ、住民に関心を持ってもらい、地域に根差した自給率向上を目指す運動を進めております。自給率を向上するには、環境問題で二酸化炭素の減少を一人一人が注意して少なくするといった同様に、きめ細かな運動を展開していくことが必要であります。地産地消の取り組みからさらに踏み込んで自家自給運動、各地で広がりを見せている親子を対象にした米・野菜づくりの体験学習など、食そのものに対する本来の姿を取り戻すことが必要ではないでしょうか。本市でもJAと協力しながら食農教育の活動に力を入れていくべきと思うが、どうでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（大坂義徳君） 21番高橋幸晴君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 高橋幸晴議員の質問にお答えいたします。

質問は、農業問題についてであります。

はじめに、農家への助成についてであります。原油高騰によるハウス栽培農家等への燃料代の助成につきましては、原油価格の急激な高騰は、農業用重油などの小売価格

を大幅に上昇させ、その一方では農産物価格への転嫁が難しく、ハウス栽培農家等の経営に大きな影響を与えており、さらに原油高騰関連による資材等の価格も値上がりしております。JAの資料によりますと、去年同期と比較して施設等で105%~118%、種子が103%、肥料・農薬が101~140%、包装資材が105%~115%となっております。

このような状況に対し、国・県などでは原油高騰対策として、省エネ資材、省エネ機械の導入、融資制度の拡充など支援制度を検討しているようであり、市といたしましても国・県に対し、早期に各種支援策が導入できるよう働きかけてまいりたいと思います。

次に、飼料代が高騰している畜産農家への支援につきましては、畜産農家は国際的なバイオエタノール原料用穀物の需要の高まりや原油価格の高騰の影響により、飼料価格が高騰し経営が圧迫されております。

市といたしましては、転作作物としてのホールクロップサイレージや牧草の生産を産地づくり助成制度などを活用しながら推進しており、優良粗飼料を生産することにより、できるだけ配合飼料の使用を抑え、コストの削減を図っているところであります。

具体的な支援策につきましては、国や県などで新たに検討している支援策の動向を注視しながら、地元JAなど関係機関と連携を図り、既存の各種助成制度や制度資金の活用周知、誘導を図り、自給飼料の生産拡大、効率的な飼養管理や生産性の向上を推進し、畜産農家の持続的な発展を支援してまいりたいと思います。

次に、担い手育成についてであります。大仙市集落営農法人化支援センターは平成18年度に設立され、5名の専門指導員を中心に、水田経営所得安定対策の対象となる担い手の育成、確保に取り組んでおり、平成20年8月末現在で認定農業者は1,495経営体、このうち農業法人が34経営体、集落営農組織は71経営体が設立されております。当初の計画では、認定農業者1,000経営体、農業法人30経営体、集落営農組織20経営体でありましたが、これを大幅に上回り、国の水田経営所得安定対策への県内の加入状況でも16.5%を占め、全県一となっております。

本年度も専門指導員を班長としてJAなど関係機関と連携し、集落営農組織ごとに担当者を配置し、組織の状況に応じた支援を実施しているところであります。

ご質問の集落営農法人化支援センターの今後につきましては、これまで農業振興情報センターと一体となって各種農業情報の発信や担い手、農業後継者の育成基地として活用してきたこと、設立された集落営農組織の経営の効率化や法人化への移行支援などの

フォローアップ、まだ組織化が進んでいない集落への啓発活動など課題が数多くあることから、これからも支援を続けていかなければならないものと考えております。

人員、活動内容につきましては、これまでの3年間の活動状況を総合的に検証しながら対応してまいりたいと考えております。

食糧自給率の向上につきましては、国が平成17年3月に策定した食料・農業・農村基本計画において、地方公共団体、農業者、農業団体、消費者、消費者団体などの関係者が一体となって計画的な取り組みを推進することとし、平成27年度の自給率目標として、カロリーベースで45%の目標を掲げております。その対策として、耕作放棄地対策、米粉、飼料など新規需要米対策等の様々な事業を推進しております。

国が先月5日に発表した19年度の食糧自給率は、米の消費の増加や国産麦の豊作により、若干回復して40%とのことであります。

また、18年度の秋田県の食糧自給率は174%、国の地域食糧自給率試算ソフトを用いて計算しますと、18年度の大仙市の食糧自給率は274%と推計されますが、米を除きますと自給率は14%にとどまっております。

市といたしましても需要に応じた米生産を進めながら、大豆、野菜、畜産等の複合作物の生産を拡大していく取り組みが食糧自給率向上に寄与するものと考え、県とともに複合型農業を推進しております。

また、大仙市食育推進計画の原案を12月末までにお示しできるよう作業を進めておりますので、その中で議員のおっしゃっております食農教育についても盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、秋田おばこ農協では、食農教育事業として、小学生を対象にアグリキッズ探検隊や親子ちゃぐりんフェスタ、お米作り体験事業、幼稚園・保育園児と両親を対象としたおばこ家庭料理自慢などの事業や学校への食農教育に関する教材の寄贈を行っておりますので、今後、市としても、より連携を密にし、食糧自給率の向上に努めてまいりたいと思っております。

なお、先月であります、秋田県として秋田型食糧自給率向上検討会議が発足しております。県立大学の長浜先生がチーフで、来年3月まで、この秋田型食糧自給率向上ということで、秋田としての自給率をどうするかということを中心に大きくまとめるようであり、できるだけこの辺の情報をつかみながら、大仙市としての食育推進計画と、この県の秋田型食糧自給率向上という考え方が整合ができるような形にした計画にして

みたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 21番、再質問ありませんか。はい、21番。

○21番（高橋幸晴君） ちょっと古い統計なんですけど、平成16年の秋田県の農業生産額ですが、1,788億円になっておりまして、ちなみに昭和60年、いわゆる米の増産最盛期のときは3,175億円でした。いかに米価の低迷で減少しているか、そして秋田県が米依存型というふうなことは、この数字ではっきり出ているように思います。所得の方も平成9年、10a当たり6万円を超えていた所得が平成16年では3万5,000円まで低下して、平成19年はさらに低下しているものと思います。はっきりした数字は出ておりません。東北では昭和60年頃は、ほとんど3,000億円ぐらいで大体みな並んで農業生産額が大体肩を並べていたわけなんですけど、福島だけが4,000億円です。現在、平成16年では秋田県が一番最後、少ない生産額になっております。一番多いのが青森の2,963億円、次に岩手の2,619億円、福島2,568億円、山形2,140億円、宮城2,101億円、極めて秋田県の農業生産額が立ち遅れているというような感じでございますので、この後、農業振興においては、この米以外の複合作物、これらを是非推進していかなければならないと思います。

ただ、秋田県はご存知のとおり日本海側の非常に入梅、あるいは秋になりますと早くからみぞれが降るといった、そういうような農家にとっては大変リスクを背負ったそういう複合作物の栽培になるわけですし、大変な苦労が続いております。にもかかわらず今現在、非常に苦労して、農家の人方は米以外の収入を得ようと一生懸命頑張っておるわけでありまして、それに追い打ちをかけるように原油が高騰してしまったということでございますので、どうか差し迫った問題であります。家畜の飼料価格も同じです。差し迫った問題でありますので、どうか急いだ対応を市独自でもやらなければいけないのではないかなと思います。まずその点もお伺いしたいと思います。

それから、定例の最初の市長の市政報告にもありましたとおり、水田経営所得安定対策への加入が極めて良好に推移していきまして、これは集落営農法人化支援センターの職員の活動が非常に活発に行われたものと思います。しかしながら、まだやっぱり今までの農業、いわゆる猫の目農政と言いますか、そういうふうなことで、非常に積極的に入って行こうとする農家が少ないような感じがします。まだまだ気長にこれを持続していく必要があるのではないかなと思いますので、どうかその点もお考えを伺わせていただきたいと思います。

あるいは、農業振興情報センターでは、15年度から20年度で14名の研修生が巣立っていきまして、現在、各地域に戻って一生懸命花卉や、あるいは野菜などで生産を上げて頑張っておられます。いわゆる担い手と、若い担い手が絶対的に不足しているという状況でございます。いわゆる工業へ行って働くことは、1週間か10日、あるいは1カ月ぐらいで慣れてすぐできるわけですが、農業の生産というのは、いろいろ問題がありまして、自然を呼んでいかなければ、自然を呼んで、そして栽培を続けていく、あるいは水路、田んぼに水を引くにしても、あそこから水が、水系がどうなっているかというそういうことがわかるまで、あるいは体験が充実するまでは、おそらく5年か10年はかかると思います。ですから、そういう農業というのは一朝一夕にして担い手というのは誕生しませんので、どうかこれもずっと長い目で育てて、事業を継続していつてもらいたいなど、こういうふうに思います。

それから、食糧自給率、これから学校教育とも一緒に、あるいは社会教育、生涯教育、そんなところとも一緒に絡めていかなければならないのではないかなと思います。秋田県の子供たちは大変学力がすぐれておって、そして家庭環境もよくて心配はないわけですが、しかしこれらもまた都会からの影響などが押し寄せてきて、問題がいつ起こるか分からないのではないかなと思います。今、全国でいろいろな親子でも傷つけ合うと、あるいは殺し合うというような事件が後を絶ちません。いわゆる自分本位の考えが大変強くなってきたと。思いやりの心がなくなってきたとか、そういうふうに言われております。ですからそういうことでも、この親子、あるいは子供と集落での農作業体験、あるいは食料を作る大切さというものは、是非これから必要ではないかなと、こういうふうに思います。

また、経済的効果もすばらしいものが出てくるのではないかなと思います。例えば夏から秋にかけて栽培して、冬期間保管できる野菜がたくさんございます。ジャガイモ、ゴボウ、カボチャ、キャベツ、白菜、ニンジン、豆類など、挙げればきりがございません。これらを栽培して、冬期間も食料として、あるいはカロリーを自分の作った野菜で補うということになれば、大変すばらしいことになるのではないかなと思います。食糧自給率、あるいは教育面で、両面で大変効果が上がるのではないかなと思いますので、そこら辺のところをひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、この最初に質問しました助成について、緊急の課題だと思いますが、市長の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

この原油と資材高騰に伴う農家関係の助成の問題でありますけれども、議員の質問も見ながら、その以前からこの問題について非常に頭を悩ませておりました。原油高騰で農業資材等すべての生活面でそれぞれ費用が上がっているという現状の中で、確かにここは農業の中心地帯でありますけれども、ここだけの対策ができるのかどうかということも検討していましたが、なかなかその対策をするとすると、生活も含めて全部の対策にならざるを得ないというようなことになりまして、なかなか難しいということ、残念ながらこの具体的な農家への施設園芸その他の対策については、状況を見るところに現在のところいたしております。国・県の考え方なども参考にさせていただいておりますけれども、やはり制度的な助成対応にとどまるようでありまして、なかなかこの具体的に原油高対策について農家の経営を支援するということは、我々単独の自治体では難しいのではないかなというような感じで現在のところあります。先日もJAおぼこ組合長以下役員の皆さんと、この問題を含めて話し合いをしましたけれども、JAあたりでもなかなか全体の問題になってくるので対応がなかなか難しいのではないかなというような感じでありましたけれども、私の方からはJAおぼこがそれぞれの分野で特別な対応をしなければならぬということがあれば、我々自治体の方も一緒になって真剣に考えますからということで、まずわかれているところでありまして、なかなか具体的な対応が難しく、このような答弁になってしまっておりますけれども、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思っております。

担い手の、特に議員がおっしゃっているのは、新規就農者という関係ではないかと思っております。旧太田時代に作っていただいた農業情報センター、ここで育った人たちが14名、現在、第一線で頑張っていらっしゃるということであります。

このセンターの機能を充実させたいということで、ここに集落営農法人化支援センターも同居する形になっておりますので、農業情報センターの新規就農の面につきましても、最大限7名まで研修できる施設に整えたところであります。あと、指導者も新しい人が決まるようでありまして、あとその新しいこの新規就農者の方を今募集しているという段階であります。とりあえず今年の冬場、集落営農法人化で若い人たちが中心になって入っているところもありますので、冬場の訓練の場所がなかなかないということでありましたので、この要望を受けまして冬期間だけでも3人引き受けて、新規就農と

いいですか、もう就農して、もう少し技術を高めたいという意向の人たちの訓練の場所に活用できるのではないかなというように考えております。

いずれ県の新規就農を乗せる国・県の制度もありますけれども、それではまだ不十分のようでありますので、我々この場所に新規就農訓練センターを持っておりますので、国・県の事業と合わせて、不足する分についてここを活用して、少しでも新しい農業に向く人を育てていかなければならないと思っております。

それから、この食育の関係だと思っておりますけれども、先程申し上げましたとおり、JAが具体的な様々な事業を取り組んでおります。我々の方の食育推進計画、一年ぐらい遅れたのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、最初に作ったところは、なかなかその様子をわからないまま計画だけ作ったというところもあるようでありますので、実際に今、様々な形で食育、あるいは農業関係では食農という言葉を使いながら、そういう形のものが動き出しておりますので、かえってこの実際の実例もたくさんあるという状況になってきていますので、少し遅れましたけれども我々としても12月ぐらいまで大仙市としての食育推進計画の原案、成案というよりも原案というもので皆様とご相談をしながら、そして一方では県として今、長浜先生が中心になって進めております秋田型食糧自給率向上計画、こういったものも進んでいるようでありますので、そうした要素を含めた大仙市の計画が作ればなということを進めてまいりたいと思っております。

それから、議員ご指摘のとおり農業県と言われながら東北六県の中で残念ながら現在、秋田県の農業総生産額が一番下と。米以外は畑作その他全部ビリと、こういう状況でありますので、こうしたものをやっぱり今のような外国からものを買ってくるのが非常に難しい時代になったとすれば、地域で産出する地産地消、それから国内産ということをもう一度農業県であれば本格的に取り組むべきだと私思っておりますし、農業県の中でも大仙市が一番そういう意味で取り組まなければならない地域だとすれば、限られた財源の中で何とか頑張っていくような仕組みを考えていかなければならないと思っております。

○議長（大坂義徳君） 21番、再々質問ありませんか。はい、21番。

○21番（高橋幸晴君） 今年の補正に冬期の農業技術研修の3名を研修生として受け入れるということで、大変これは画期的な考え方であると思っております。これから大いに役立つことではないかなと思っております。

私たちは、いわゆる高度経済成長、あるいはバブルという大変よい夢を見てしまった我々でありました。それがために、いろいろ問題点が浮かんで今きております。その夢をもう一度というようなことが国でも以前にやって失敗したことがあるように思います。ますます財政が厳しくなってきました。ですから、やっぱり我々の大仙市は農村市、やっぱり農業の購買力が落ちますと、商店、あるいは工業、大工さん、そういった職人の人方も職を失うというそういう状況下にあります。今まさにそういう状況下でございまして、やはり農業というものが我々大仙市にとっては、市を再生する本当の鍵ではないかなと、私はこう感じます。一見華やかな大仙市に見えるわけですがけれども、しかし、中身に入りますと大変経済が回らない、そういう状況に陥っております。どうかもう一度原点に戻って、根本から少し見直していただきたいなど、こう思います。ですから、この灯油、あるいは家畜の飼料の助成に対しても、金額的にはそう大きい金額にはならないと思います。ですから、それさえもやれないというそういう状況下では、農業市大仙市としてはちょっと残念なことではないかなと思います。どうか弾力性のある経済を持っていただいて、そして基幹産業である農業について、もっと深く考えてもらいたいと思います。

以上でございます。

- 議長（大坂義徳君） 栗林市長、ご答弁をお願いします。
- 市長（栗林次美君） 今回の質問をいただいて、いろいろ検討してみましたけれども、なかなか妙案といいますか案が出てこなかったということではありますが、JAの皆さんともお会いしても、JAの方からもなかなかこの原油高、資材高対策に対しての制度資金の問題とか利子補給とか、そういう問題についてはまず一定のことをやっぱりやらなきゃならないという問題意識は共通ですけれども、具体的なこの農家の経営に対する部分に対する手当というものは、なかなか難しいということではわかれておりますが、いずれ議員ご指摘のとおり大仙市、農業の一番の中心地帯でありますし、我々もいろいろ課題があっても認定農業者とか、あるいは農地・水・環境向上対策とか、こういうものをきっちりやろうということで進めてきた市でありますので、12月までも、少しまだ時間ありますので、本当の需要期まで少しまだ時間がありますので、まず我々、あるいはもう少し県あたりとも相談かけながら、何かできないか、ピンポイントでできないかということをもっと検討してみたいと思います。できるかできないかは12月議会に報告したいと思います。

○議長（大坂義徳君） これにて21番高橋幸晴君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は、2時20分に再開したいと思っております。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。19番大野忠夫君。はい、19番。

○19番（大野忠夫君）【登壇】 19番大地の会の大野です。よろしくお願ひしたいと思っております。

午後の最後の質問でございますので、できるだけ簡略にしたいというふうに思っております。

まず、質問に入る前に、8月29日に開催されました大仙・仙北・美郷、2市1町の防災訓練について、神岡地域で開催されたわけでありましてけれども、最後の閉会の部分で神岡地域の住民の協力に非常に感謝をされたわけでありまして。大変ありがとうございました。これを契機に、また、神岡地域に出る事業については、神岡地域の住民も最大限これは協力していくというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1点目であります。平和憲法観についてであります。

今年も異常気候の8月、広島・長崎の平和宣言をはじめ、15日の63回目となる終戦記念日、戦争の結果としての悲劇に思いを新たに、全国各地で平和記念式典が開催され、戦争の愚かさを再認識したことだというように思っております。広島市の秋葉市長の「核兵器は廃絶させることだけに意味がある」、また、長崎市の市長は「核兵器の廃絶なくして人類の未来はない」と平和宣言で訴えていました。大仙市は17年3月合併後の第1回6月議会において、126名全議員の発議による非核平和宣言都市の決議を受け、宣言が制定されたことはご存知のとおりであります。市政報告にもありましたが、市長は戦争の悲惨さを風化させないために、平和の尊さ、命の大切さを訴え、平和研修事業としてアニメ映画の上映、非核体験レポーターによる広島体験発表会、非核平和映写会の開催には敬意を表したいと思っております。また、栗林市長も参加したであろうと思っておりますが、

全国市長会では19年7月4日に、世界中の各都市が核保有国に対し政策変更を求め、平和市長会議の取り組みを支持するとともに、一日も早く全世界から核兵器が廃絶されるよう強く求め、核兵器の廃絶に関する決議をしたところであります。平成20年9月1日現在、平和市長会議のメンバーは、世界131カ国、国内では143都市が加盟していると聞いております。平成20年8月3日には、自治体首長あてに平和市長会議への加盟について依頼が出されているようではありますが、市長はどのように受け止めているのでしょうか。8月10日の平和研修会で、私も出席させていただきましたが、非核平和宣言都市のパフレットが配布されていまして。「国づくり、まちづくりは人づくりから」と、よく使われる言葉ではありますが、平和憲法について人それぞれの受け止め方があろうかと思いますが、大仙市の舵取りとしてどう見ているのか伺いたいと思います。

2つ目であります。住民要求でもありますが、水道工事無利子融資斡旋限度額の増について質問したいと思います。

環境衛生が大きくクローズアップされる昨今、自治会で一斉散布の薬剤費も削減される中、下水道の普及も重要視されているのであります。下水道関連事業供用開始区間が進行しているにもかかわらず、加入促進が遅れ気味なのは、接続工事費に関連する事情が大きいと思われまます。現在は条例第5章、下水道貸付規則、それから要綱でそれぞれ72万円、100万円という貸し付けであります。実情に即した斡旋額に増額すべきものと思いますが、伺いたいと思います。

3つ目であります。企業誘致の環境整備についてであります。

先程来、企業誘致についての話もなされておりますが、秋田県の100ha工業団地構想から6カ月、調査進行中と思いますが、大仙市の雇用拡大と活性化には企業誘致が最大の課題であることはご承知のとおりであります。誘致環境について、企業側の希望もあるとは思いますが、大仙市としての構想はあるのか伺いたいというふうに思います。

4点目であります。今定例会の補正予算に上程されました花火伝承文化継承事業についてであります。

花火文化を後世に継承するための事業には同感であります。過日、作業場所を確認する機会がありました。覗いてみましたが、玄関を入りましてホール、両脇にベッド、それから風呂場、トイレのようであったが、全体をどのような使い方をするのか伺っておきたいというふうに思います。さらに、大仙市には補修しなくても使用でき

る空き部屋がたくさんあるわけでありまして。なぜ提案の場所なのか伺いたいというふうに思います。また、2つ目でありまして、今回は屋根の補修だけが提案でありますけれども、今後、内部改修もあり得るのかどうかということも伺いたいと思います。そして将来的に、どのような規模を想定しているのか、これについてもお答え願いたいというふうに思います。

5つ目でありまして。議会等に当局配付されている資料のCD化についてであります。

年間を通じますと配付される資料は膨大な量であります。当座はペーパー資料も必要ということも当然であります。資料の整理、保管に苦慮しているのが現状であります。ホームページで見られるものもたくさんありますけれども、ITが進んでいる昨今、できるものから大仙市の統計資料のように、ペーパー資料と併用してCDの配付ができないのか伺っておきたいというふうに思います。

以上で登壇の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 19番大野忠夫君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野忠夫議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、憲法観についてであります。

ご案内のとおり本市では、平成17年6月の市議会定例会において、議員提案による非核平和都市宣言に関する議案を議決し、「平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を将来ともに遵守し、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人類共通の念願である恒久平和を希求するものである」と宣言しております。

私はこの宣言で謳う真の恒久平和と核兵器の廃絶は、市民共通の願いであると確信しているところであります。

市では、この非核平和都市宣言以降、非核平和都市であることを体現する事業として、非核平和都市宣言の看板設置をはじめ、非核平和映画会、非核平和レポーター派遣事業を実施しております。また、去る8月15日開催の成人式におきましても、これからの次代を担う若者に対し、平和の尊さを訴えたところであります。

なお、平和市長会議への加盟につきましては、その目的である核兵器のない平和な世界の実現を願う市民意識の喚起との設立趣旨に賛同し、平成20年3月に加盟しております。

今後とも憲法の前文の趣旨を大切にするとともに、最高法規・最高規範としての憲法をよりどころに、今後の市政運営にあたってまいりたいと考えております。

質問の第2点は、下水道工事無利子資金斡旋融資制度についてであります。

はじめに、下水道等の水洗化の現状につきましては、平成19年度末の公共下水道事業の水洗化率は62.9%、農業集落排水事業は58.1%となっております。

浄化槽事業を含めた生活排水処理事業は、住民の住環境整備はもとより公共用水域の水質保全にかかわる重要な施策であり、接続・使用していただいて初めてその実効性が発揮できる事業でありますので、議員ご指摘のとおり加入促進を最重要事項として、水洗化率の向上に努めているところであります。

具体的には、市広報によるPRや事業計画策定時、工事着工時を通じた住民へのパンフレット配布、説明会や相談会の開催、見学会の実施など啓蒙活動を行っているほか、接続工事を行う市指定排水設備工事店への協力依頼や、並行して職員による未加入世帯への戸別訪問、各自治体、団体の代表者への加入以来等、随時実施しておりますが、なかなか実効性が上がっていないのが現状であります。

この要因としては、老人世帯、あるいは老人ひとり暮らし世帯の増加や事業の長期化、もう一つは経済的理由が影響しているものと考えております。

ご質問の大仙市水洗便所改造資金融資斡旋要綱により対応しております資金の融資につきましては、公共下水道、農業集落排水、浄化槽設置の各事業処理区域内のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方へ、供用開始3年以内で市税及び負担金、分担金の滞納のない方、連帯保証人等の条件を付して、1件につき100万円以内の資金融資の斡旋を行い、利子相当額を補給するものであります。

本制度は、合併前、旧大曲市、中仙町、協和町で行っていたものを合併協議により全地域に適応したものであり、限度額については60万円から100万円と違いがあったものを上位額100万円に統一したものであります。

平成19年4月から本年8月までの排水設備接続工事申請中、約92%が100万円未満の工事見積額となっており、全体的には概ね妥当な融資斡旋額ではないかと考えておりますが、同期間の本制度利用者を見ても、全市合計して35件あり、うち工事見積額が100万円を超えるものが23件となっており、一部には不足感もあるものと思われまます。

本制度は、住民の接続資金不足解消の一助となることはもとより、水洗化率向上に欠かせない制度と考えておりますので、今後、借入金に対する返済額等とのバランスも考慮しながら、融資実行者である金融機関とも十分協議し、限度額の見直しについて検討

してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この水洗化率向上は、下水道経営上の喫緊の課題でありますので、これに限らず早急に新たな接続率向上対策を検討し、事業の安定経営に向け努力してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、企業誘致の環境整備についてであります。

本市では、平成18年3月に大仙市総合計画を策定していますが、この中で若年層の雇用確保に努め、地域の活力の創出を図ることが都市像を実現するための重点的な取り組みの一つとしており、引き続き企業誘致活動を積極的に推進し、若年層に対する雇用の拡大と地域定住に努めてまいりたいと存じます。

誘致環境の構想があるのかとのご質問ですが、企業誘致を進める上で誘致環境は大変重要であると考えております。幸い本市では、秋田新幹線や秋田自動車道をはじめとする鉄道、道路の結節点として拠点機能の強化が進んでおります。また、仙北組合総合病院をはじめとする病院や診療所等の医療機関、特別養護老人ホーム等の介護保険施設、大曲工業高校や大曲技術専門校などのものづくりを支える教育機関、さらには住環境や都市基盤整備、既存企業による産業集積など、中核医療、介護、教育等に限らず様々な面において環境が整備されてきており、こうしたことも視野に、大仙市神岡地域が工業団地に選ばれたものと認識しております。

今後、工業団地構想が具現化され、進出企業等が決定された段階で、企業等から要望があった場合には必要な環境整備について検討してまいりたいと存じます。

質問の第4点は、花火伝統文化継承事業についてであります。

本事業は、花火という伝統文化を後世に継承し、花火文化のさらなる発展に寄与することを目的に、ボランティア組織との協働により、全国から花火に関する資料を収集し保管を行うものであります。

保管を行う施設の選定にあたりましては、資料の収集や仕分け、保管の作業をボランティア組織が主体的に担うことを想定しておりますので、ボランティア組織が活動しやすい場所にあり、資料の保管に適した施設であること等を条件として、市庁舎の空き部屋や廃止された公共施設等を候補に挙げ、ボランティア組織と協議、現場を検討しながら協議を重ねた結果、現場を見ながら検討した結果、協議を重ね、その結果、現在使用されていない旧仙北中学校の生徒合宿所を再利用することとしたものであります。

なお、施設の使い方については、中央ホールを資料の仕分け作業や一時保管を行うス

ペースとして、また、宿泊室を資料の保管庫として想定しております。

資料の収集、仕分け、保管等の一連の作業が1つの施設で行うことができる効率のよい施設であるとボランティア組織の皆様からも評価をいただいているところであります。

次に、今後における施設内部の改修につきましては、当初から保管作業を視野に入れての施設選定でありましたので、施設内部の大規模な修繕は必要ないものと考えております。必要となるスペースや部屋数などの条件も具備しており、効率的な資料の仕分け、保管に適しており、また、屋根につきましても必要最小限の修繕で長期的な使用に耐えられるものとなっております。

次に、将来的な規模につきましては、今後、ボランティア組織の活発な活動、関係団体からの協力により、全国から様々な資料が寄贈されることを期待しており、収集範囲につきましても大曲の花火という範疇にとらわれず、全国の花火に関する歴史・文化などの資料全般を考えていることから、幅広い活動の展開を想定しております。

なお今般、収集保管する資料につきましては、インターネット等を活用した公開を予定しており、収集状況や時期等を考慮しながら、花火に関する文化的財産として広く情報発信をしてまいりたいと考えております。またこれにより、さらなる資料の収集にもつながるものと期待しております。

質問の第5点、議会関連資料のCD化に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第5点、議会関連資料のCD化についてお答えいたします。

議会関連資料につきましては、議案をはじめとして当局から、議会定例会等に上程する文書は膨大な量にのぼります。また、これらはすべて必要不可欠な文書であり、減らす工夫は常に求められておりますが、なかなか減らすことができない状況にあります。

議会関連資料のCD化につきましては、保管場所の節約や検索の利便などに資することが期待できますが、原本としての紙をなくすことができない現状にありましては、資料を紙とCDとで二重に作成、配付することの必要性のほか、CD化に伴う経費、あるいは人的費用等々検討すべき課題も多いと考えております。

議員ご指摘の大仙市の統計につきましては、統計データの二次利用などの需要も考慮

いたしましてCDを添付しているところではありますが、こうした対応も含めまして検討させていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても議会関連資料につきましては、今後、議会とも十分協議させていただきまして対応してまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（大坂義徳君） 19番、再質問ありませんか。はい、19番。

○19番（大野忠夫君） 再質問させていただきます。

まず最初の平和憲法観についてでありますけれども、全国市長会、あるいは全国議長会というような組織があるわけでありまして、この全国議長会の報告については、それぞれ議長の分野から報告なされておるわけでありまして、全国市長会のこの報告、議会には報告しなくてもいいのかどうか、それは市長の判断だと思えますけれども、過程のものはなかなか報告できないと思えますが、決議のように決定されたものについては、でき得れば議会の何かの機会に連絡いただければ非常にありがたいなということに思っております。

それから、この質問はちょっと言いづらいわけでありますけれども、市長も平和市長会に3月に加盟しているということですので、このことだけで平和に対する市長の気持ちは十分わかりますけれども、この平和憲法という、私、表題をつけましたので、せつかくでございますから日本国憲法は平和憲法ととらえるのか、とらえないのか、一言でお願いしたいというふうに思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁申し上げます。

全国市長会で決議したり、あるいは重要な事項のまとめなどがございます。ただ、資料が膨大になりますけれども、例えばこの前の道路財源問題、そういったものは特別決議などもしておりますので、そういう重要な特別決議、その他市長会として項目を整理して正式に国と話し合いをすると、こういうものについては議会事務局を通じて、議長を通じて、議会の皆様にも資料としてお渡しするようになりたいと思えます。

それから、憲法の問題ですけれども、ここに憲法のあれ持ってきていますけれども、憲法の前文の中に「平和憲法」というふうに書いていますので、これは言わなくても日本の憲法というのは平和憲法というふうに国民が受け止めているというふうに私は考え

ております。一番大事な前文、これは世界に対する約束でありますので、ここをしっかりと理解することによって、あえてその憲法としか書いていませんので、平和憲法という必要は私はないのではないかなというふうに考えながら「憲法観」というふうな言葉を使わせていただきました。

○議長（大坂義徳君） 19番、再々質問はありませんか。

○19番（大野忠夫君） 再々でなくて、次の項目に移ります。

次の2点目の再質問でありますけれども、いろいろと前向きな答弁をいただきまして非常にありがとうございます。

ただ、先程も市長が申し上げておりましたけれども、非常に経済的な問題だろうということだと思います。今日この低迷する経済情勢、特に皆さんの収入が減っているわけでありまして、こうした中での工事費の捻出というものが非常に大変だというふうに聞いております。市長は先程、100万円未満で見積りが出ているということでありまして、実際はそういうことでできる分野とできない分野というのがあろうかと思うんです。やはり各家庭です、新築も同じでありますけれども、一番この工事でお金かかるのが水回りだと言われております。そうした中で水洗の接続工事をするということは、特に雪国東北は凍りのすごいところでありまして、凍結を考えた工事などをするにあたっては、こののし板も全部はがして、そしていろいろな配管工事をしていかなければ、なかなか冬期間を乗り切るには大変だという工事側の話も聞いております。そういうことを考えますと、この工事をする業者の話によりますと、外回り100万円、内回り100万円というとらえ方で我々は仕事をしていますという話でありました。実際にそのぐらいのお金は、ゆうにかかるだろうというふうに思います。その辺も考慮しながら、先程の答弁、前向きな答弁でひとつ検討を願いたいというふうに思います。

また、この関係については、特別会計、この下水道料金が入らなければこの運営もなかなか大変になってくるわけでありまして。そうした中で、できるだけ接続をしてもらわないと、この後何か言われております特別会計と一般会計含めて連結決算という話もいろいろ聞かされておりますし、そうなった時に大変でないだろうかと思いますので、その辺も含めてよろしくこの増額については、ご検討をお願いしたいというふうに思います。そういうことで、ひとつ再度強く要望しますので、市長の方からも再度強い答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この水回りの問題でありますので、なかなか確かに事情はわかります。水洗化、あるいはトイレを直すときに関連する部分が当然ありますので、一緒にやらなきゃならないということで、住宅の改造という問題に入ってこざるを得ないということも十分わかりますけれども、一般住宅の改造という概念まで我々が応援できるかということは、なかなか難しいのではないかと思います。やはりそのトイレの部分に、やっぱり公共水域をよくするとか、あるいは接続していただいて、せっかく作った施設を最大限、下水道を使ってもらうとか、そういう概念の中で、やはりトイレの部分を中心にしたところに着目をした制度でなければ、少し無理があるのではないかなというふうに思って答弁しております。

それから、この経済的理由というだけでなく、やっぱり高齢者の皆さんからしますと、あと何年使えるかということを考えますと、今までの生活で別に不便がない、経済的な理由はもちろん背景にあるかもわかりませんが、それよりもやっぱり自分がそうした暮らしをしていることをあえて変える必要がないということも大きな要因ではないかなと思っております。実際、下水道関係の職員も回っていきますと、やはりそこを言われると、きれいな水になるからとかと言っても、やっぱりその人の生活が何十年そうやってきたのであれば、そこに若い人がいて次の世代が住むという前提があると、これは別でしょうけれども、なかなかそういうことがないとすれば、なかなかそれ以上のことは言いにくいとかいろいろ問題があるようでもありますけれども、ただ、今考えているのは、下水道課中心に考えているのは、全体として様々な接続率の問題、くみ取りを水洗化する便所に注目したところの問題を含めて、何か様々なメリット策とか、あるいは考えていただく策を見出せないかということで、様々なやはり自治体でいろんな試みをしておりますので、そういうところの良さ、悪さなども検討しながら、少し総合的な接続対策みたいな具体的なものを幾つか用意できないかということで検討を加えているところであります。これにつきましてもあまり時間をかけるわけにもいきませんので、おそらく来年度の予算とも絡んでくる問題でありますので、今年中ぐらいには今検討している内容をお示しできるのではないかなと思いますので、ひとつご了承願いたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 19番、再々質問ありますか。

○19番（大野忠夫君） 答弁によって再々質問になりましたけれども、くみ取りトイレの接続という考えだということでもありますけれども、一番大変なのは冬期間の水道管の

凍結防止だわけです。くみ取りの場合は必要ないわけでありませけれども、凍り止めをして休むということでもいいわけですが、今度水洗になりますと、夜の分を考えますと、その凍り止めも考えたその工事をしなければならないということでもありますので、是非ともそういうことも検討の中に入れていただきたいと、これは答弁いりません。お願いしたいと思います。

それでは、次の3つ目の再質問に移らせていただきます。

企業誘致の関係で多くのご答弁をいただきました。この中で私、一番申し上げたいのは、今日もこの組合病院のいろんな話が今されました。やはり100haという膨大な土地にくる企業については、分割でなくて、できれば大きなその100haを使うような企業だというような先程市長の答弁もありました。そうすると、ここにこの後誘致されてきた場合に、家族から子供さん、みんな年寄りまで含めて移動してくる方も結構多いことになるだろうと思います。そうしたときに大仙市として医療そのものを考えたときに、個人的な開業医はたくさんありますけれども、まとめて中核的な病院、そこに行ったらばすべていろんな検査、初期の手当ができるという体制にしておかなければ、なかなか企業側としても来るという体制になるのかなというように思います。そういうことを考えますと、やはりこの今の仙北組合病院、そういったものをきっちりと診療科も含めて心配のない体制に整えるということが第一だろうと思いますので、是非ともその辺については力を注いでいただきたと思いますので、その部分について先程来の答弁もありますけれども、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員ご指摘のとおり、外からかなりの大きい企業、あるいは工場がやっぱりくる、あるいは来てもらいたいという以上、やはり医療の問題とか学校の問題とか、そういうものはやっぱりきちっとしなければいけないわけでもありますので、幸いこの地域には仙北組合病院、そして角館公立病院を含めて中核病院として機能している病院が2つ、圏域にありますので、現在、組合病院の方は少し施設が老朽化しているという問題がありますから、ここをやっぱり新しくして、地域の中核病院がきっちりこの場所で機能しているということをやはり我々呼び込む上の売りにしていかなきゃならないのではないかなと思っています。そういう意味で、この仙北組合総合病院の問題、ぎりぎり頑張らなければならないと思っていますので、午前中そういうふうな答弁をさせていただいたつもりであります。

○議長（大坂義徳君） 再々質問ありますか。

○19番（大野忠夫君） 再々はございませんので、次の4点目の再質問に入らせていただきたいと思います。

いろいろこのご答弁いただきましたが、この花火伝承文化収集プロジェクトという方々との交渉の中で、現場を見ながらというお話もありました。しかし、あの現場を見て、屋根の補修だけで十分使い得るという判断をしたということだろうと思います。しかしながら、ここでちょっと、これは教育長の分野での資料でありますけれども、20年1月22日、大仙市の各中学校、合宿所のいろんな位置づけについての規則改正があったようであります。この中に現況として、10数年前から使用しておらず、今後も使用する予定はないということ、それから建物自体も老朽化し、管理上問題があると、こういう現況の報告がなされておるわけでありましてけれども、教育長、この引き継ぎをするときに、ペーパー上の引き継ぎだけであったのか、現場を見て、そしてそれを引き継いだのか、その辺についてご答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（大坂義徳君） ちょっと休憩します。

午後 3時03分 休 憩

.....
午後 3時04分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 相馬次長からお答えします。

○議長（大坂義徳君） 相馬教育次長、答弁を求めます。

○教育次長（相馬義雄君） 中学校の合宿所のご質問でございますので、お答えしたいと思います。

各中学校には、それぞれ合宿所が設置されまして、その目的に沿って使ってきたところでございますけれども、最近になって実際その合宿所というのが初期の目的から時代も変わってきましたし、使用されておらない状況になっておりましたので、合宿というそういう用途から離れまして、物置とかそういうふうな状態で使用されてきているのが最近の状況でございます。そういうことで規則の改正などもお願いしたわけでございますが、市内の確か3つか4つ、用途替えみたいな形で財産の引き継ぎをしております。そのときにはもちろん現地を見ながら、実態を調査しながら、合宿所としての機能はこ

れは変更になっていると、変化していると、そういうふうな判断のもとに規則を改正したものでございます。現場を見て、そして学校等の意見も保護者の意見も聞いて、合宿所としての機能を変更することも、廃止することも妥当だという判断で行ったものでございます。

○議長（大坂義徳君） 19番、再々質問はありませんか。

○19番（大野忠夫君） 現場を見ながらという話でありますけれども、今、学校の関係については、耐震検査がいろいろ言われておりますし、大仙市でも今、検査についての仕事を進めているように思いますけれども、私は耐震とまでは言わなくても老朽化しているということを認めて、それを見ておるわけでありますから、この耐久度については見たのかどうかということであります。このプロジェクトチームがこれを活用することについて、そういう耐久度についてもきっちりと理解をしていただいてそこを使っていたかどうか、非常にこの辺があいまいな答弁でございますので、その辺きっちりと答弁していただきたいというふうに思います。

それから、行政視察で、この建設水道常任委員会、津山市の中心市街地活性化事業というのを見てきたわけでありますけれども、ここでは中心市街地の活性化について、今あるその中心地に取り残されている建物を活用するというので非常に力を入れておったわけであります。先程来出ておりますこの花火の関係でありますので、大仙市になってもやっぱり花火は全国の花火でございます。よく駅のあの辺で、外から来たたぶんお客さんだろうと思います。聞かれることがあります。今この30分ぐらい時間あるんですけれども、あるいは1時間ぐらい時間あるんですけれども、この範囲で、この近辺で観光する場所、あるいは何か見られる場所があるんでしょうかとよく聞かれます。私はわかりません、わかりませんがこの花火通りというところがありますので、その辺を見ていただければ何か得るものがあるのではないのかなという程度の話はしておりますけれども、こういうその資料収集をする花火の関係でありますので、でき得ればこの花火通りのどこか一画をお借りして、そこで観光客との会話も、対応もできる、そういう場所を選ぶべきでなかったのかなというふうに思いますので、それも含めてひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程、事業の内容について説明したつもりですけれども、花火の伝統文化を後世に継承し、花火文化のさらなる発展に寄与することを目的としてという

形で、これは市の方からというよりも、それこそ大曲の花火というものを全国の大会までそうやって作り上げてきた皆さんの一番その中枢の皆さんが、やはり今、全国どこへ行っても花火をテーマにして様々な資料があったり、あるいはそこからその花火の歴史が感じられるようなもの、そういうことがまだ全国的にもないというので、こういう事業こそ花火のまちとして、全国の花火の大会を持っているまちとしてやるべきではないかというような提案を受けたところでもあります。この辺につきましては、当然、皆さんは煙火協会、そういう花火師の皆さんとも強いつながりを持っている皆さんでありますので、そういう皆さんが本当に実質的に動きたいという、そのためのとりあえず収集、保管する場所がなければ呼びかけもできないわけでもありますので、そういう場所を市の空いているスペースでできないのかなというお話が根本であります。したがって、将来はおそらく観光とかいろんな形でこうしたものは使えるかもわかりませんが、現在はまだ本当にその基礎的なもの、全体をどうするかという構想も含めて、このメンバーの皆さん、中には建設関係の仕事をなさっている人もいますので、使える建物かどうかぐらいはすぐわかる人たちもおります。そういう少人数のメンバーの人たちがきちんと計画を組んで、様々な皆さんに呼びかけをして、花火師も含めて協力してもらおうという概念で今スタートしております。それぞれ支所等空いている場所を全部紹介しておりますけれども、この人たちはあくまでも無給であります。ボランティアでありますので、そうしますと夜とか、あるいは土日関係なくやはり集まっているいろいろやるという場所じゃないと機能を果たせない。そうしますと総合支所の空いている部分というのをもし使うとすると、結局その夜どうするかとかそういう問題が出てきます。そういう意味で、やはり周りに迷惑がかからなくて自由に出入りができる、もちろんその人たちにきちんと管理してもらいますが、そういう場所で、やっぱり様々な皆さんがよりどころとする場所という形でいろいろ候補の場所をこちらの方でも出して、そして絞り込みながら何箇所かはずっと一緒に歩いていただいて、ここがいいということでこの旧合宿所、普通財産になっていきますので、この旧合宿所が使い応えがあると、今の段階で一番いい場所ではないかということで選定していただいた経緯であります。会社の社長さんなんかもおりますので、市の財政状況など十分わかっていますので、一定の屋根、少し補修することで大分そういう目的でも長く使えるというような、そういう判断をしていただきましてこの場所にしたいという経緯でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 先程私が申し上げましたのは、生徒合宿所としての用途は変更する時期だということで、その建物の用途を普通財産に変更したと、そういう条例の規則の改正を行ったということをごさいますして、まだまだ建物としては使える建物だというふうに思っております。合宿所としては、その機能は現在に変更してもいいだろうと、そういう判断で規則等を改正したということでもありますので、建物はまだ使える建物でございますので、採用していただけるようであれば大変結構なことだというふうに思っております。

○議長（大坂義徳君） 19番、5番目の再質問ありませんか。

○19番（大野忠夫君） 5番はないです。

足りない部分は、また後でお尋ねします。

○議長（大坂義徳君） これにて19番大野忠夫君の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日9月11日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 3時15分 散 会